

人権啓発センターさが 人権・同和問題啓発パネル一覧

(令和7年4月1日現在)

※パネルサイズ B1(728×1030)

人権一般	
1	人権ってなに？
2	差別と区別はどうちがうの？
3	差別をなくすために 自分も他人も大切に
10	人身取引は重罪な犯罪です
11	災害時に発生する人権侵害
12	本人通知制度
13	ぼう
14	アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)
15	人権はあなたの隣にある問題です
16	自殺は身近な問題です
17	STOP! コロナ差別 あなたの一言が力になる
18	ダイバーシティ
19	みんなちがってみんないい
20	アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)
21	人権はあなたの隣にある問題です

同和問題	
1	同和問題(部落差別)ってなに？
2	そっとしておけば、差別は自然になくなる？
3	差別につながる身元調査
4	部落差別(同和問題)をなくすために
5	部落差別解消法
6	STOP! えせ同和行為!
9	部落差別を解消するのはあなたです!
10	H29年度啓発ポスター 知ることが、和につながる。
11	H30年度啓発ポスター わかりあえば、わらいあえる。
12	R1年度啓発ポスター 無境界
13	R2年度啓発ポスター 同じ空の下で生きている。

女性	
1	男女共同参画社会ってなんだろう？
2	男女共同参画社会基本法
3	男性も生活人として家事に参画を
4	男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県
5	雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために
6	ドメスティック・バイオレンス(DV)
7	セクシュアルハラスメントとは
8	セクシュアルハラスメントを防ぐ
9	職場の人権 基本の「き」 セクシュアルハラスメント
10	女性の貧困

高齢者	
1	超高齢社会の到来! 「いい年をして…」「もう年なんだから…」
2	それって偏見では
3	認知症の理解と認知症サポーター

子ども	
1	子どもも大人と同じ一人の人間です
2	子ども虐待ってなに？
3	虐待防止に、あなたの勇気を!
4	誰かに相談してね
5	まさかわが子が!
6	家庭が「心の居場所」であるために
7	いじめの四層構造
8	いじめる側が絶対に悪い!
9	こんなこともいじめです
10	いじめを訴えることは正しいこと
11	体罰はいかなる理由があっても許されない
12	子どもを傷つける言葉や態度
13	面前DVが子どもに与える影響
14	子どもの権利条約
15	子どもの権利条約ポスター

障害者	
1	ともに生きわちあう社会を目指して
2	障害者と障害を正しく理解してください
3	障害の種類
4	障害者の現状
5	障害者の権利宣言
6	障害者の社会参加の推進
7	障害者のふれあいの促進
8	心のバリアフリーを目指して
9	障害者差別解消法①
10	障害者差別解消法②
11	佐賀県 みんなで支えるけん!
12	職場の人権 基本の「き」 障がいのある人

患者等	
1	「知ること」が大切
2	エイズとともに生きる時代
3	レッドリボンをつけよう
4	ハンセン病を正しく理解するには
5	ハンセン病は感染力の弱い、治る病気です。
6	ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者のみなさんに対する偏見や差別をなくしましょう。
7	難病を正しく理解しよう!

性的指向・性自認等	
1	世の中には男と女しかいない?
2	多様な性について考える
3	ありのままの自分で
4	SOGI(ソジまたはソギ)とは
5	職場の人権 基本の「き」 性の多様性
6	佐賀県パートナーシップ宣誓制度
7	アライ

インターネットによる人権侵害	
1	インターネットなら、他人に知られなければなにをしてもいいと思いませんか？
2	ネチケットを守りましょう
3	インターネットの利用法
4	インターネット上で自分自身を守るために
5	インターネット上で相手を傷つけないために
6	困った時には、一人で悩まず、相談しよう①
7	困った時には、一人で悩まず、相談しよう②
8	ストップ! SNS等での誹謗中傷
9	職場の人権 基本の「き」 インターネットを悪用した人権侵害
10	インターネットと人権
11	インターネットでの人権侵害
12	画面の向こうは人とつながっています

※パネルサイズ B2(728×515)

人権啓発パネル(人権課題セット版)R5作成	
1	みつけて人権
2	地域・職場・学校・家庭 インタネットを悪用した人権侵害
	地域
3	①障害のある人と人権
4	②外国人と人権
5	③性的指向と人権
	学校
6	①身近な人権
7	②東日本大震災に起因する人権問題
	職場
8	①女性と人権
9	②刑を終えて出所した人と人権
10	③性自認と人権
	家庭
11	①同和問題(部落差別)と人権
12	②高齢者と人権
13	③固定的な性約割分担意識

外国人	
1	人権に国境はありません
2	ヘイトスピーチは許さない
3	職場の人権 基本の「き」 外国人

犯罪被害者等	
1	犯罪被害者の人権を守るために

北朝鮮による人権侵害問題・拉致問題	
1	北朝鮮人権侵害問題啓発週間
2	工作船事件の概要
3	工作船の主な特徴
4	政府認定17名に係る事案概要①
5	政府認定17名に係る事案概要②
6	政府認定17名に係る事案概要③
7	政府認定17名に係る事案概要④

イーゼルも貸出しています。

パネル図柄【人権一般】

[人権1] 人権ってなに？ (令和7年4月1日現在)

人権ってなに？



人権は、「人間が人間らしく幸せに生きるための権利」です。
私たちは、立場や考え方、生き方に関係なく生まれながらにしてこの権利を持っています。

しかし、残念なことに私たちの身のまわりでは、匿名性を悪用したインターネットによる差別表現、誹謗中傷、ハラスメントによる被害、いじめの問題やヘイトスピーチなど、人間の尊厳に関わる人権問題が後を絶たません。
みんなが幸せに暮らすために自分に何ができるのか考えてみましょう。

主な人権問題にはどのようなものがありますか？

県では、「佐賀県人権教育・啓発基本方針(第二次改訂版)」の中で、人権問題は人の生活全てに関わってくる問題であり、「人権という普遍的文化」と捉えて、これを県民生活の中に定着、発展させていくこととしています。その上で、特に11課題を取り上げ、解決に向けてさまざまな施策に取り組んでいます。

(1) 同和問題	(8) 犯罪被害者等
(2) 女性	(9) 性的指向・性自認等
(3) 子ども	(10) インターネットによる人権侵害
(4) 高齢者	(11) その他の人権に関わる様々な課題
(5) 障害者	刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者
(6) 外国人	北朝鮮当局による拉致問題等、人身取引、
(7) 患者等	災害に起因する人権問題、個人情報の保護等

[人権2] 差別と区別はどう違うの？

差別と区別はどう違うの？



「差別」とは、本人の適性や能力とは直接関係ないことで差をつけ、その人の人権を無視した扱いをすることです。

これに対し「区別」とは、それぞれの違った個性や能力を見極め、その区分けをすることです。

しかし、性による区別が女性差別につながるがあるように、「区別」が「差別」につながってしまうことがあります。この2つの言葉の意味をはっきりと理解することは人権について理解するうえで重要なことです。

なにげなく言ったことが差別だと言われるのですが…

だれもが、これまでに一度や二度は胸にぐさりと突き刺さることを言われ、深い傷を受けたことがあると思います。
そうした場合、言われた方は耐え難い苦しみを受けているのに、言った方はその発言さえ覚えていないことがあります。
心と心をつなぐはずの言葉が心と心を引き離す差別の言葉になっていないか、真剣に考えてみる必要があります。

[人権3] 差別をなくすために 自分も他人も大切に

差別をなくすために



自分自身のこれまでの人生を振り返って、差別にまったく関わったことがないと断言できる人はいないのではないのでしょうか。
おそらく誰もが程度の違いこそあれ、身近な生活の中で差別したり、されたりした経験を持っているのではないのでしょうか。
差別とは他人の問題ではなく、自分自身の問題です。差別をなくすためには、自分自身が差別の当事者であるという認識を持つことが大切です。

また、自分のよさ、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考えるようになることが人権を身近に考える第一歩です。
自分のことを大切にする気持ちが、他人のことも大切にしようという気持ちにつながります。あわせて、「相手の立場に立つ」「他人の心の痛みがわかる」ということも、人権や差別を考えるときに重要になってきます。

自分も他人も大切に

[人権10] 人身取引は重大な犯罪です

人身取引は重大な犯罪です

人身取引(トラフィッキング)とは、犯罪組織などが関与し、暴力や脅迫などにより、性的サービスや労働等を強要することをいいます。
特に、社会的・経済的に弱い立場に置かれている女性や子どもが被害者の多くを占めていますが、男性も被害者となり得ます。

今、この日本でも起きています!

- 売春や風俗店勤務などの強要
- 強制的な労働
- 臓器摘出の強要 など

人身取引を根絶し被害者を救うためには、国民一人ひとりが、まずその事実を認識する必要があります。

●人身取引に関する情報提供・相談窓口●

【県道府県警察】	
警察相談窓口(電話): #9110	
【匿名通報】(警察庁)	
電話: 0120-924-839	
【出入国在留管理庁】	
外国人在留総合インフォメーションセンター ※外国語対応	
電話: 0570-013904 (IP,PHS,海外: 03-5796-7112)	
【人権相談】(法務省)	
みんなの人権110番 電話: 0570-003-110	
外国語人権相談ダイヤル 電話: 0570-090911 ※外国語対応	

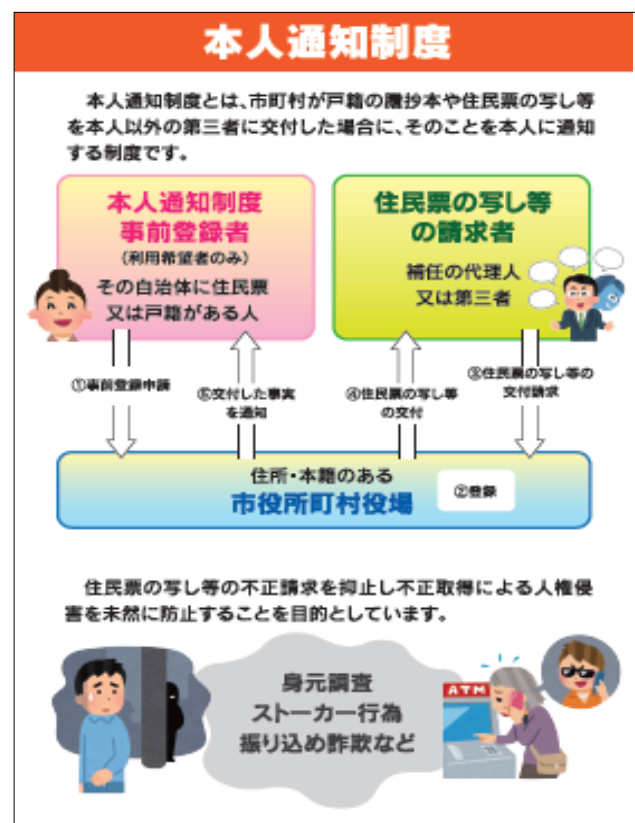
人身取引の被害者が助けを求めてきたり、被害者らしい人の情報などを聞いたりしたら、最寄りの警察署や出入国在留管理局に連絡してください。

パネル図柄【人権一般】

〔人権11〕 災害時に発生する人権侵害



〔人権12〕 本人通知制度



〔人権13〕 暴力の構造と複合差別



〔人権14〕 職場の人権 基本の「き」パワーハラスメント



パネル図柄【人権一般】

【人権15】 つらい気持ちを抱えていませんか？

つらい気持ちを抱えていませんか？

こんなことはありませんか？

- ☐ 気分が沈む、憂うつ
- ☐ 気持ちもやる気もない
- ☐ 何をしても元気が出ない
- ☐ 理由もないのに、不安な気持ちになる
- ☐ イライラする、怒りっぽい
- ☐ 誰かが自分の悪口を言っている
- ☐ 何も食べたくない、食事がおいしくない
- ☐ 寝付けない、熟睡できない



こころの不調やストレス症状が長く続いたり、日常生活に支障が出ている場合は、早めに専門医に相談することをお勧めします。

周囲の人が気づきやすい変化

こころの病気は自分では気づきにくい場合もあります。また、自分で不調に気づいてはいても、こころの病気だと思っていない場合もあります。その人らしくない行動が続いたり、生活面での支障が出ている場合は、早めに専門機関に相談するよう勧めてください。

- ☐ 服装が乱れてきた
- ☐ 急にやせた、太った
- ☐ 感情の変化が激しくなった
- ☐ 表情が暗くなった
- ☐ 一人になったがる
- ☐ 不満、トラブルが増えた
- ☐ 強い言が激えた
- ☐ 他人の言葉を気にするようになった
- ☐ 遅刻や休みが増えた
- ☐ ばんやりしていることが多い
- ☐ ミスや物忘れが多い
- ☐ 体に不自然な傷がある

●相談窓口●

佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
人権啓発センターさが ☎0952-25-7229
～県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口～

【人権16】 自殺は身近な問題です

自殺は身近な問題です

2006年に自殺対策基本法が制定されたこともあって、日本の自殺者総数は全体的には減少傾向にありますが、若い世代の自殺は深刻な状況にあり、「自殺」が死因の1位となっています。また、コロナ禍においては、経済的理由や家庭内の問題などの影響を強く受け、女性の自殺者が急増しています。自殺は特別なことではなく、誰にでも起こりうる、身近な出来事になっています。

年齢別	第1位	第2位	第3位
15～24歳	男性自殺者 114 人	女性自殺者 34 人	自殺者 148 人
25～34歳	男性自殺者 80 人	女性自殺者 44 人	自殺者 124 人
35～44歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人
45～54歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人
55～64歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人
65～74歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人
75～84歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人
85～94歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人
95～104歳	男性自殺者 104 人	女性自殺者 55 人	自殺者 159 人

様々な要因が複合的に絡み合うことで、自殺のリスクが高まります。

健康問題 経済問題 家庭問題 勤務問題 学校問題 など

『ゲートキーパー』とは

悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聴いて、必要な支援につなげる見守る人のことです。

いつもと違う小さな変化に気づいたら、勇気を出して声をかけてみませんか？

●電話相談窓口●

佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
人権啓発センターさが ☎0952-25-7229
～県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口～

よりよいホットライン ☎0120-279-338 (無料) [24時間対応]
～一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口～

【人権17】 STOP!コロナ差別 あなたの一言が力になる

コロナウイルスの感染者やその家族、私たちの生活を脅かす不安定な人々への差別や偏見をなくし、安心して暮らせる社会を築きましょう。

STOP! コロナ差別

ありがとう

新型コロナウイルスへの感染リスクが高い方、高齢者で私たちの生活を支えているすべてのエッセンシャルワーカーへ

あなたの一言が“力”になる

●不当な差別や偏見に関する主な相談先●

～差別解消法相談窓口～

みんなの権利110番 ☎0570-003-110 [平日8:30～17:15]
子どもの権利110番 ☎0120-007-110 [平日8:30～17:15]
女性の権利110番 ☎0570-070-810 [平日8:30～17:15]
Foreign-language Human Rights Hotline
外国人権利相談ダイヤル ☎0570-090911 [平日8:00～17:00]

～差別解消法相談窓口～

人権啓発センターさが ☎0952-25-7229 [平日8:00～17:00]

【人権18】 ダイバーシティ

ダイバーシティってなんだろう？

ダイバーシティって 多様性やちがいのこと

ダイバーシティ (Diversity) とは、多様な人びとが互いの違いを尊重し、ともに生きる社会の理念を表します。すべての人の多様性を生かすことが目的で、ダイバーシティ (多様性) という意味の英語は、様々な人材を活用するという意味があり、ビジネスシーンでも用いられるようになりました。

みんなちがって、みんないい
一人ひとりが ちがって、あたりまえ

大切なことは、多様な人びとを受け入れるために相手に伝えたいことを言葉にするコミュニケーションをとり、相手を理解しようとする、といったことが大切になります。互いのちがいを認めず、知ろうとせず、違いを見逃ごし理解しないままにしていくと、大きな誤解やトラブルを招くことになり、偏見にもつながります。

“ちがいは、自分の意志では変えることができないものや自分の努力や気持ちだけで変えられるものがあります。例えば、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、経験、働き方、価値観、ライフスタイル、住む場所や地域、文化等。”

“ちがいを”知ろう、“ちがいを”学ぼう！

何事にもダイバーシティの視点を持って取り組もう！

幅広い年代の人、多様な人種、異なる価値観を持つ人と日常的に触れ合うことは、個人としても、ひとりの社会人としても成長のきっかけとなる貴重な経験となります。

“ちがいを”、間違いとして排除せず、ダイバーシティの意味を正しく理解し、職場や日常のあらゆる場面において違いを尊重し行動することを心がけてみてください。

パネル図柄【人権一般】

〔人権19〕 みんなちがって、みんないい

みんなちがって、 みんないい

これまでの人生を振り返ってみてください。
一度や二度は胸にグサリと傷つくことを
言われた経験がありませんか。
逆に自分は意識していなくても、
相手を差別していることがあるかもしれません。
差別をなくすための近道は、一人ひとりの違いを認め合うこと。
だれもが差別の当事者になるという認識を持ち、
人権を尊重していくことで平等な世界はつくられます。



～人権問題はあなたの心の問題です～

人権は、だれもが生まれながらに持っている人が人らしく生きていくための権利です。そしてそれは、だれからも侵されることのない基本的な権利であり、日本の憲法でも保障されています。

しかし、私たちの周りには、まだまだ差別がとどまっています。同和問題をはじめ、年齢、子ども、高齢者、障害者など様々な人権の問題を解決するために、まずは他人事ではなく自分自身の事として向き合しましょう。一人ひとりが心の奥に潜む差別意識と向き合い、人権意識を育てていくことが大切です。

人権の尊重とは？

お互いが平等で対等な立場に立って
お互いの権利を認め合うこと

〔人権20〕 アクティブ・バイスタンダー
(行動する傍観者)

アクティブ・バイスタンダー (行動する傍観者)

アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)とは、ハラスメントやさまざまな暴力や差別が起きるとき、その場に居合わせた第三者が被害を軽減するために、状況に応じてできる行動をする人のことです。

5D アクティブ・バイスタンダーができる5つの介入方法

- Distract (注意をそらす)** 関係のない話をしたり、加害者の邪魔をする
- Delegate (第三者に助けを求める)** 近くにいる大人や先生などの介入を求める
- Document (証拠を残す)** 写真等で状況の記録。取り扱いには注意する
- Delay (後で対応する)** 被害後に声掛けなどのフォローやサポートを申し出る
- Direct (直接介入する)** 「それはハラスメント(差別)ですよ」と直接注意する

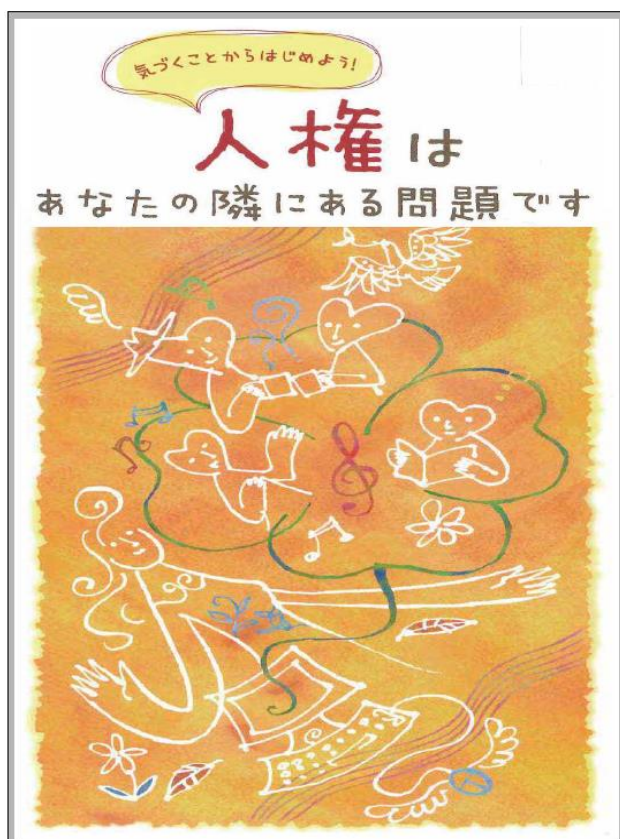
※危険が伴う場合があるので、自分自身の安全が確保できているかは確認する

傍観者が加害者の言い訳を支えてしまうと、被害を受けた人に恥意識や罪悪感、無力感を持たせ、誰にも相談できず孤立させてしまい、放っておくと深刻化してしまいます。アクティブ・バイスタンダーが増えることは、状況の悪化を防いだり、被害者が声を上げやすい社会になるなど、差別やさまざまな暴力発生予防にもつながっていきます。

◎ 電話相談窓口 ◎

みんなの人権 110 番	Tel. 0570-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル)
	平日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く)
人権啓発センターさが	Tel. 0952-25-7229
	平日 9時～17時(祝日、年末年始を除く)

〔人権20〕 アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)



パネル図柄【同和問題】

【同和問題1】 同和問題(部落差別)ってなに？

(令和3年4月1日現在)

同和問題(部落差別)ってなに？



同和問題(部落差別)とは、自分の能力や人柄とは関係なく、生まれた場所やそこに住んでいるという理由だけで結婚を反対されたり、就職や日常生活で差別を受けるという日本固有の深刻な人権問題です。
日本の歴史の中でつくられた身分制度に基づく、根深い差別意識や誤った認識、偏見が、現代社会においてもいまだに存在しています。

同和問題って昔の話じゃないの？



同和問題は昔の話ではありません。
1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、2002(平成14)年まで33年間にわたって同和対策事業が実施されたことで同和地区の生活の実態は大きく改善されました。
しかし、残念なことになお結婚や就職で差別を受けたり、インターネット上に心無い書き込みがなされるといった事象が発生しています。

【同和問題2】 そっとしておけば、差別は自然になくなる？

そっとしておけば、差別は自然になくなる？



「自然解消論」や「寝た子を起こす論」と言われる意見があります。
「差別、差別」と騒ぎすぎるから、いつまでもたっても差別がなくならない。そっとしておけば同和問題について知っている人も少なくなり、差別も自然になくなるといった考え方です。
しかし、戦後の民主主義社会においても同和問題が解決できていないことは事実です。
いまだに身元をあばこうとしたり、それを知ろうとする人が存在するという事実があり、放置しておけば同和地区に対する偏見や誤った認識が語り継がれる恐れもあります。
そっとしておけば…という考え方は、人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生み、結果的には差別の助長に手を貸すことになってしまいます。

【同和問題3】 差別につながる身元調査

差別につながる身元調査



個人の素性や身上を調査することなどを身元調査と言います。
就職や結婚などの人生の大きな節目において、近所で特定の人物について話を聞いたり、住所や本籍地などを知り、そこから同和地区の出身者かどうかを調査することはプライバシーの侵害であり、重大な人権侵害です。
こういった身元調査が行われる背景を考えると、依然として家柄や門地などを重んじる社会的風潮が根深く残されているということが出来ます。
身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。

【同和問題4】 部落差別(同和問題)をなくすために

部落差別をなくすために (同和問題)



2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定されました。
この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指しています。

部落差別解消の推進に関する法律

★基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

★国の責務

- ・部落差別の解消のため、相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行う。
- ・地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。
- ・部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

★地方公共団体の責務

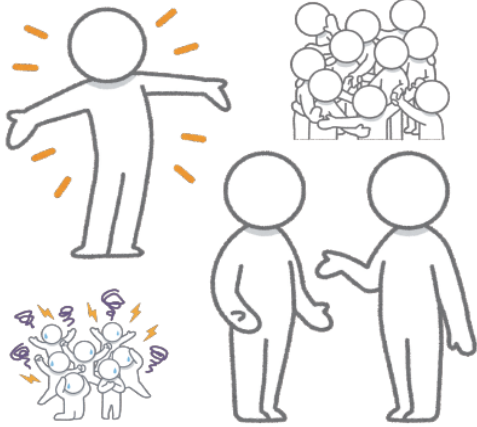
- ・部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行うよう努める。

〔同和問題5〕 部落差別解消法

部落差別解消推進法

部落差別解消推進法は、平成 28 年 12 月に施行されました。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより部落差別のない社会を実現することを目指しています。



同和問題を、私たち一人ひとりが自分の問題として考え、「差別をしない、させない」という意識を持って行動しましょう。

〔同和問題6〕 STOP！えせ同和行為！

STOP！えせ同和行為！



えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に尽力しているように装い、様々な不当な利益や義務のないことを要求する行為をいい、同和関係者に対するイメージを著しく傷つけ、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因になっています。

えせ同和行為排除のために、私たちはまず同和問題を正しく理解することが大切です。

えせ同和行為に安易に応じることがえせ同和行為をばいこらせるだけでなく、結果的に同和問題の解決を妨げるとの認識をもって、不当な要求は、き然とした態度で断固拒否しましょう。

お困りの場合は、最寄りの法務局や警察署などにご相談ください。

図書、物品等の購入要求があった場合の対応は？

★基本的対応
購入するかどうかを決めて、必要がないと判断した場合はその旨をはっきりと相手方に伝える。（購入しない理由を言う必要はありません。）

★一方的に図書等が送られてきた場合
必要ないと判断した場合は受領を拒否する。
受け取った場合は、はがき（特定記録郵便または簡易書留）もしくは封書（内容証明郵便）により購入しないことと料金着払いで返送することを伝え、返送する。はがきの場合は、両面のコピーを取って保管しておく。

〔同和問題9〕 部落差別を解消するのはあなたです！

部落差別を
解消するのは
あなたです！

同和地区等と呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの同和問題（部落差別）は現在もなお存在します。

また近年、インターネットの匿名性を悪用した同和地区に関する情報の流布、蔑称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷など差別の態様も変化しています。

同和問題（部落差別）を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が
平成28年（2016年）12月16日に施行されました。
「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

詳しくは http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html 法務省 同和問題 検索


 佐賀県
〒820-0855 佐賀市中央1-1-1 佐賀県庁本庁舎1階 佐賀県同和問題対策室

佐賀県人権・同和対策課 TEL 0952-25-7060 FAX 0952-25-7052 メール jinken-dowa@pref.saga.lg.jp Copyright © 2018 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

〔同和問題10〕 H29年度啓発ポスター 知ることが和につながる

知ることが、
和につながる。



正しい知識を伝える。 同和問題

パネル図柄【同和問題】

〔同和問題11〕 H30年度啓発ポスター わかりあえば、わらいあえる。



〔同和問題12〕 R1年度啓発ポスター 無境界



〔同和問題13〕 R2年度啓発ポスター 同じ空の下で生きている



パネル図柄【女性】

[女性1] 男女共同参画社会ってなんだろう？

(令和元年の現在)

男女共同参画社会って なんだろう？



男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことです。

少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとられずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

佐賀県は、「男女共同参画社会」を目指して、「佐賀県男女共同参画基本計画」と「佐賀県男女共同参画推進条例」を柱に、県立男女共同参画センター「アバンセ」を拠点として様々な施策を推進しています。

[女性2] 男女共同参画社会基本法

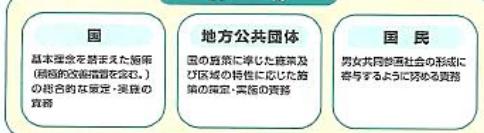
男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

基本理念

- ①男女の人格の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責 務



施策の基本となる事項

- ・政府の男女共同参画基本計画の策定の職務
- ・都道府県男女共同参画計画の策定の職務
- ・市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・法制上又は財政上の措置
- ・年次報告等
- ・施策の策定等に当たっての配慮
- ・国民の理解の促進
- ・苦情の処理等
- ・調査研究
- ・国際的協調のための措置
- ・地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成

[女性3] 男性も生活人として家事に参画を

男性も生活人として 家事に参画を



「男は仕事、女は家庭」という言葉を耳にすることがあります。皆さんはこのような考え方をどう思いますか？

「男子厨房に入らず」「子どものことは妻任せ」…これでは、男性は家族への責任だけでなく、生活人としての経験、面白さを発見する機会を放棄しているようなもの。固定的な性別役割分担意識は男性の生き方を縛ってしまうのです。

1日の生活時間の配分（佐賀県に住む10歳以上の男女）



「平成28年社会生活基本調査（総務省）」によると、佐賀県の10歳以上の男女別の1日当たりの家事関連時間は女性が3時間15分に対して、男性は37分となっており、女性の家事関連時間は男性に比べて約5倍となっています。
※家事関連時間…家事、介護・看護、育児、買い物にかかった時間

[女性4] 男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県

男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県

2019年に県が実施した「男女共同参画社会づくりのための佐賀県意識調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担意識について、賛成する人の割合は10年前ではほぼ横ばいですが、男女ともに一定数の割合で賛成する人が存在しています。

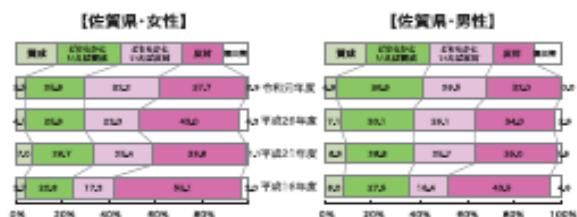
佐賀県では、男性も女性も、自然な形で力を入れることなく、職場、家庭、地域などあらゆる場面で生き生きと活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

お互いを支え合いながら、男女が共に暮らしやすい佐賀県をつくっていきましょう。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成しますか？

▶「賛成」する人の割合は、
10年前とほぼ横ばいの4割程度

▶「賛成」する男性の割合は増え、
女性の割合は減り、意識の差が10年で3倍！



※佐賀県男女共同参画推進センター「アバンセ」の調査結果

パネル図柄【女性】

[女性5] 雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために

雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために

女性が職場で差別されず能力を発揮でき、また、働きながら安心して子どもを
 生み育てることができる雇用環境を作ること、働く女性のためだけではなく、
 少子・高齢化が一層進展していく中で、我が国の経済活力を維持していくため
 にも重要な課題となっています。

この課題に対処するため、男女雇用機会均等法が施行され、雇用の分野で、
 女性が男性と均等な機会を得、その意欲・能力に応じた均等な待遇を求めら
 れるようになりました。

男女雇用機会均等法のポイント

- 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止
 (募集・採用・配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇等)
- 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は
 体力を要件とする等の間接差別の禁止
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- 職場でのセクシュアルハラスメント防止のために必要な
 配慮を事業主に義務づけ
- 女性労働者の母性健康管理のために必要な措置を
 事業主に義務づけ
- 国は、男女労働者間の事実上の格差解消に取り組む
 事業主に対し、相談その他の援助を実施
- 紛争解決のため、自主解決のほか、国による助言・調停
 の実施
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合、企業名を公表



男女が共に仕事と生活の調和を実現していくための条件整備

「平成21年度男女共同参画社会づくりのための役員委員調査」より

	女性	男性
育児休業・介護休業制度を利用できる 職場環境づくり	52.4%	51.6%
子どもが働くことへの理解や職場の 理解と協力	53.5%	36.4%
出産・育児・介護等の理由でいったん 退職した従業員の再雇用制度の導入	33.7%	33.3%
長時間労働の削減	28.1%	28.8%
保育サービス等(通園・通学、夜間、 休日、昼間延長保育等)の向上	29.5%	24.8%

[女性6] ドメスティック・バイオレンス (DV)

ドメスティック・バイオレンス (DV)

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、「配偶者(事実婚も含む)や恋人など親密な
 関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」のこと。

◆どんな行為がDVにあたるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力
・殴る、蹴る、腕をねじる ・物を投げつける ・髪を引っ張る ・首を絞める ・刃物を体に突きつける ・つねる、小突く	・大声で怒鳴る ・人格を否定するような 暴言を発する ・発言をさせない ・無視をする ・人前で侮辱・命令する	・嫌がっているのに性的 行為を強要する ・避妊に協力しない ・中絶を強要する ・見たくないのにポルノ 映像や雑誌を見せる
など	など	など

◆デートDVってなに？

男女間における暴力は夫婦間だけで起こっている問題ではありません。
 交際中のカップルの間でもDVが起こっています。

<例> 携帯電話を勝手にチェックする、過剰な束縛をする など

◆相談窓口

- ・佐賀県DV総合対策センター
 0952-28-1492
- ・各警察署の相談窓口
- ・【法務省】常設人権相談所
 0570-003-110
- ・【法務省】女性の権利ホットライン
 0570-070-810
- ・【法務省】インターネット人権相談窓口
 [パソコン] <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 [携帯電話] <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



[女性7] セクシュアルハラスメントとは

セクシュアルハラスメントとは

セクシュアルハラスメントとは、職場において、労働者の意に反する性的な言動
 が行われ、それを拒否したことや解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対
 価型セクハラ)や、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなっ
 たため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること(環境型セクハラ)をい
 います。

例えば・・・

職場にいてる場所で・・・出張先で・・・取引先の事務所・・・
 顧客の自宅・・・取材先で・・・業務で使用する車中で・・・
 アフターファイブの宴会(異業上集まるの場と考えられるもの)で・・・

セクハラ行為となり得るのは

事業主・上司・同僚・顧客・
 派遣先の社員・取引先の社員など

労働者とは

正社員、パートタイム労働者、契約社員など、事業主が雇用するすべての労働者。
 派遣労働者は派遣元でも派遣先でも労働者となります。

性的な冗談やからかい、
 食事やデートへの執拗な誘い、
 身体への不必要な接触、
 性的関係の強要

拒否
 抵抗

解雇、降格、減給
 などの不利益、
 不快な就業環境

受け手が不快に感じたら、それはセクハラかも！

男女雇用機会均等法上のセクハラに該当するかどうか
 の判断は、受け手の主観を重視しつつも法律に規定され
 ている要件を満たし、一般的にはどう受け止められるか
 という客観的な基準によって評価されます。

ただし、本人の意に反する身体的接触によって強い精神
 的苦痛を被った場合などは、本人の気持ち(精神的な被害
 の程度)に配慮し、セクハラと判断されることもあります。



出典：厚生労働省HP「職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ」

[女性8] セクシュアルハラスメントを防ぐ

セクシュアルハラスメントを防ぐ

セクハラは、男性から女性に対して行われるものがほとんどですが、女性上司が男性
 社員に対し、彼女がいないことをからかったり、独身の男性社員に結婚しない理由を執
 拗に聞くこともセクハラです。また、女性上司から女性の部下が「まだ子どもをつくらな
 いの？」などと執拗に聞かれたり、男性上司から男性の部下が、宴席で喋りなどをさせ
 られることもセクハラです。

性別に関わりなく、お互いをビジネスパートナーと認識することが セクシュアルハラスメントを防ぐ第一歩！



◆セクシュアルハラスメントを防ごう！

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - ・文書でセクハラ防止の方針や規定内容、就業規則による懲戒内容を明示する
 - ・社内報などで定期的に周知する
 - ・研修会・講習会等を実施する
- ②「もし、おきてしまったら」に備える
 - ・相談窓口担当を決める(専門的な外部機関に対応をお願いしてもよい)
 - ・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、研修・訓練しておく
- ③おきてしまったら
 - ・当事者双方から事実関係を確認する
 - ・当事者双方の間で事実関係が一致しない場合は、第三者からも事実関係を確認する
 - ・セクハラ防止について、改めて社内報等で周知徹底する
- ④再発防止対策の強化
 - ・当事者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じておく、その旨周知する
 - ・セクハラの不当性を明確に周知するとともに、仮にセクハラ行為があった場合は、厳正に
 対応する姿勢を常日頃から明確にしておくことが肝心

パネル図柄【女性】

[女性9] 職場の人権 基本の「き」セクシュアルハラスメント

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、労働者が性的な言動への対応により不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすることをいいます。

あなたの職場では「女性らしい服しさがいい」「女性に重要な仕事は任せられない」「男のくせに」「男ならしつかりしろ」といった言葉が交わされていませんか？ また、「結婚しないの？」「恋人はいるの？」「子どもはまだ？」など、個人的な質問や性的な質問を繰り返していないでしょうか？

このような言葉も、受け手が不快に感じた場合には、男女問わずセクハラになる可能性があります。ちょっとした冗談のつもりでも、あなたの意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうこともあります。「この程度のことだったら許されるだろう」という勝手な思い込みはやめましょう。

セクハラは、相手を対等なパートナーとして尊重していない場合や、職場にセクハラを容認する雰囲気がある場合に発生しやすいといわれています。

セクハラを防止するために、私たち一人一人にセクハラを許さない職場を作る責任があります。また、性的な言動など嫌なことをされたときには、相手に対してはっきり「NO」と言うことも大切です。何より、お互いにコミュニケーションを図り、意思疎通を十分に取ることが大切です。



あなたのセクハラ意識をチェック！

- ☐ 性的なことを連想させる、身体的特徴を話題にする
- ☐ 好意を持つと食事やデートにしょくく誘う
- ☐ なごやかな雰囲気を出すために、職場でも性的な話題が時には必要だ
- ☐ お酒のお酌やカラオケでのデュエットを執ように誘う
- ☐ 肩に手を触れるのはスキンシップである

[女性10] 女性の貧困

女性の貧困と生きづらさ

ジェンダーギャップ指数 日本120位 / 156か国

世界経済フォーラムの発表によると、日本は2020年度G7(主要7ヶ国)では最下位にあり、政治参画における男女差が顕著に影響しています。

SDGs(持続可能な開発目標)では、目標1「貧困をなくそう」の中で、2030年までに貧困状態にある、男性、女性、子どもの割合を、少なくとも半分に減らすこともターゲットにしています。

ジェンダー不平等(男女格差)

男女の教育格差 社会的・文化的な性別(ジェンダー)にもとづく偏見

男女の雇用機会や賃金格差 ライフイベントの変化(結婚・出産・離婚など)

暴力・虐待による被害

- 給与所得者のうち、年収200万円以下の者の割合……男性 6.32% 女性 16.5%
- 1年を通して勤務した給与所得の平均……男性 約539万円 女性 約295万円
[2019年国税庁税務統計調査と賃金統計調査]より

連鎖する子どもの貧困と格差

- 日本の子どもの貧困率 13.5%……約7人に1人の子どもが貧困状態
- ひとり親世帯の子どもの貧困率 48.1%……約半数の子どもが貧困状態
[2019年国民生活基礎調査]より

親の経済格差が、子どもの学習意欲の格差、学力格差、健康格差など生み、貧困が連鎖していってしまいます。

貧困問題は、個人の責任ではなく、社会の構造的な問題です。またSDGs(持続可能な開発目標)の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に掲げられているように、ジェンダー平等は、日本を含めて世界が抱える問題の一つです。

パネル図柄【高齢者】

[高齢者1] 超高齢社会の到来！

(令和7年4月1日現在)

超高齢社会の到来！



2017(平成29)年10月1日現在、日本の人口は1億2,670万6千人。そのうち65歳以上の高齢者は3,515万2千人となっており、高齢化率(総人口に占める割合)は27.7%と、私たちの4人に1人以上が高齢者となっています。

こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護者による虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分などといった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

私たちは、高齢者の尊厳が確保され、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会を築いていかなければなりません。

「高齢者」とは何歳以上の人のことですか？

「高齢者」という言葉は一般的には「社会の中で比較的年齢層が高い人々」を指しますが、主観的な要素もあり、その基準は人それぞれです。例えば、国際連合では「60歳以上」、WHO(世界保健機構)や日本を含む主要先進国が加盟するOECD(経済協力開発機構)では「65歳以上」がひとつの基準となっていますが、国や社会、法律などによっても「高齢者」の定義は変化します。

[高齢者2] 「いい年をして…」「もう年なんだから…」それって偏見では

「いい年をして…」「もう年なんだから…」それって偏見では

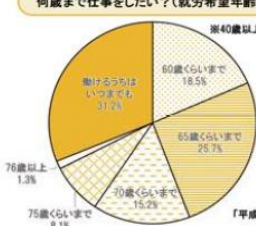


高齢者に対して、「いい年をして…」「もう年なんだから…」と言っているか？年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。

誰でも年齢を重ねれば、「老い」により身体や精神に衰えが生じます。しかし、働きたい、社会貢献をしたいと考えている高齢者はたくさんいます。また、高齢者が安心して自立した生活を確保し、生きがいをもって社会の一員として生活するには、高齢者の雇用の維持・拡大が不可欠です。

高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられるよう、定年年齢の引き上げや継続雇用制度の促進などを目的とした雇用の改革が進められています。

何歳まで仕事をしたい？(就労希望年齢)



「平成27年度少子高齢社会等調査検討事業報告書(厚生労働省)」

[高齢者3] 認知症の理解と認知症サポーター

1 認知症の方には、正しい理解と温かい見守りが大切です。

●7つのポイント●

- まずは見守る
- やさしい口調で
- 余裕をもって対応する
- おだやかで、はっきりした話し方で
- 声をかけるときは1対1で
- 相手の言葉に耳を傾けて
- 後から声をかけない
- ゆっくり対応する

認知症は、だれでもなる可能性があります。あなた自身や家族、あるいは友人や知合いが認知症になるかもしれません。他人ごとではなく「自分の周囲である」という意識を持つことが大切です。

2 今後認知症の人は増えていきます。

65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は増え続けると見込まれます。仮定でも、認知症高齢者(推計)は、2020年の約43,000人から2025年には約48,000人、2040年には約52,000人に増加すると見込まれます。

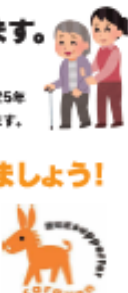
3 認知症サポーターの輪を広げましょう！

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることがスタートです。

認知症サポーター養成講座は、地域や職場団体等で、住民講座、ミニ学習会として開催しています。受講をご希望の場合は、お近くの自治体事務局へお問い合わせください。

今後、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)が地域ごとに構築されていきます。



パネル図柄【子ども】

[子ども1] 子どもも大人と同じ一人の人間です
(令和7年4月1日現在)

子どもも大人と同じ一人の人間です



わが国では、これまで子どもは親の所有物とみるような考え方がなされてきました。しかし、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に明示されているように子どもも権利の主体者です。
「子どもだから」、「子どものくせに」と一方的に決めつけるのではなく、子ども一人の人間として認め、子どもの声に耳を傾けましょう。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

世界中のすべての子どもたちが幸せに暮らせるように、多くの国が約束をしました。それを「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」と言います。ここでは、大きく分けて4つの権利が約束されています。

生きる権利 命が大切にされ、すくすくと育つように守られます。病気やけがをしたら治療を受けられます。	育つ権利 教育を受け、ゆっくり休んだり、遊んだりすることができます。自由にものを考えたり、信じてたりすることができます。
守られる権利 暴力などから守られます。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られます。	参加する権利 自分の考えをのびのびと表現したり、集まってグループを作ったり、自由に活動ができます。

[子ども2] 子ども虐待って なに？

子ども虐待って なに？



身体的虐待
身体に外傷を与えたり、生命に危険を及ぼす暴行や行為

性的虐待
性的ないたずらや性行為の強要など、親や大人による性的暴力

養育の拒否・怠慢(ネグレクト)
子どもの健康や発達に必要な衣食住の世話をしなかったり、登校させない、病気になるっても医師の診察を受けさせない場合など。

心理的虐待
非難、誹謗、脅迫など言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもに心理的外傷を与えたとされる行為。

このような虐待行為は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときには生命までも脅かし、多くは子どもの心に深い傷となって残り、**人形形成に大きな影響を与えます。**

親または親に代わる保護者など子どもの健康や安全に責任のある大人によって子どもに加えられた行為(単なる事故でなく)、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう場合を言い、生命に危険のある暴行に限らず、**子どもに対する不適切な関わりは全て含みます。**

[子ども3] 虐待防止に、あなたの勇気を！

虐待防止に、あなたの勇気を！



大人には子どもを守る義務があります。
虐待に気付いたら、虐待を疑ったら、一人で悩まないで、身近な機関に相談してください。
その勇気が子どもを守ります。
どうしたらいいでしょう

●虐待を疑ったら
市町児童福祉主管課・児童相談所・県保健福祉事務所などの関係機関へ相談しましょう。

●虐待はかくされていることが多いので、もしかしたらというあなたの疑いはとても重要になります。ひとりきりで悩まず、子どもを守るためにも、まず相談(通報)という行動を起こしましょう。
虐待でなくても、あなたからの相談は、苦しい思いをしている親子が「よき援助者」に出会うきっかけになるはずです。
「気にかかる親子がいます」「力になってあげてほしいんです」と、ぜひ専門機関に話してみてください。

●相談した人が誰か特定されてしまうような情報は決してもらしません。
秘密は必ず守られます。
虐待を疑ったことは責められたりしません。

[子ども4] 誰かに相談してね

誰かに相談してね

こんなことはありませんか？

親や一緒に暮らす大人から

- ☐ たたかれたり、けられたりする
- ☐ どなられる
- ☐ ご飯を食べさせてもらえない
- ☐ お世話をしてもらえない
- ☐ 家の外に出される
- ☐ 自分の体を勝手に触られる
- ☐ 家の中で、いつも重たがテンカをしている
- ☐ 家の人が寝てこない

あなたは大切な人です。
あなたの心や体に安心がないときは、信頼できる大人に相談してください。
相談できる人が近くにいないときは、子どもの話を聞いてくれるところに電話をしてください。
あなたの力になりたい大人は必ずいます。
あきらめないで、相談してね。

児童相談所
全国共通3桁ダイヤル
189
(無料)

子どもの人権
110番
0120-007-110
(無料)

●各市町の担当部署でも相談を受け付けています。

パネル図柄【子ども】

[子ども5] まさかわが子が！

まさか わが子が！



**不登校は、どの子どもにも起こりうることです。
家庭で日ごろから子どもの様子に目配りをしましょう。**

- 登校時刻になると動作が鈍くなり遅刻をする
- 登校時刻になるとよくトイレに行くようになる
- 自分で服を着ようとしなないことが多くなる
- 頭痛、腹痛、下痢、吐き気などで欠席が多くなる
- 欠席の日は、登校時刻を過ぎるとだんだん元気になる
- 母親にわがままを言うことが多くなる

など、子どもたちが発するサインを見落とさないようにしましょう。
もし、不登校がなと感じたら、

- 共感的に受けとめてやり心を落ち着かせてやる
- 学級担任や教育相談の先生、養護の先生などと相談し連携を図るなど、早めに対応しましょう。

[子ども6] 家庭が「心の居場所」であるために

家庭が「心の居場所」であるために



家庭が、子どもたちにとって居心地のいい、ほっとする「心の居場所」になっていますか。
家庭が、「心の居場所」であるためには、温かい雰囲気と好ましい家族関係が必要です。

- 子どもの「よさ」を認めましょう。
- 子どもの話を聴きましょう。
- 家族でふれあう機会を多く持ちましょう。
- 子どもが進んでやることを、大切にしましょう。
- 子どもの存在が「かけがえのないもの」であることを伝えましょう。

[子ども7] いじめの四層構造

いじめの四層構造

いじめの多くは、次のような
四つの層からなっています。



この四つの層は、固定されたものではなく入れ替わることもあります。ただ、いじめが行われたとき、周りの者がそのかしたり、見て見ぬふりをしたとき、いじめはさらに助長されます。また、周りの者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、**いじめは周りの人の在り方に大きくかかわっている**といえます。

観 衆：いじめを嘲笑したり、はやしたてたりする者
傍観者：いじめを見て見ぬふりをし、いじめをやめさせようとする態度を示さない者

[子ども8] いじめる側が絶対に悪い！

いじめる側が絶対に悪い！



いじめとは、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。
いじめは人権に関わる重大な問題であり、「**まず、誰よりも、いじめる側が悪いのだ**。」という認識に立ち、毅然とした態度でのぞむ必要があります。

パネル図柄【子ども】

[子ども9] こんなこともいじめです

こんなこともいじめです



いじめは、暴力を振るうような身体的な攻撃ばかりでなく、冷やかしかからかい、仲間はずしなど見えにくい形で行われることも多いのです。他人が思う以上にいじめられた人の傷は深く、痛いものです。

[子ども10] いじめを訴えることは正しいこと

いじめを訴えることは正しいこと



悩んでいる時に、誰かに相談するのはごく当然なことです。誰にも気がねする必要のないことです。自分がいじめられていなくても事実を知らせることは、いじめをなくす正しい行為です。

[子ども11] 体罰はいかなる理由があっても許されない

体罰はいかなる理由があっても許されない



学校教育法第11条において「体罰は加えることができない」と厳に禁止されているにもかかわらず、依然として体罰はなくなりません。この背景には、教師の一部に、一時の感情に走ったり、生徒指導上やむを得ない体罰ならきつと許されるはずだという考えがあったりすること、また、保護者の一部に、教師に対して体罰をもうとわれない厳しい指導を求める人がいることなどがあります。

体罰はいかなる理由があっても許されないものであり、**基本的人権を著しく侵害する行為**です。

[子ども12] 子どもを傷つける言葉や態度

子どもを傷つける言葉や態度

子どもを傷つける言葉や態度の具体例

自分の存在が否定されたと感じる言葉や態度

「あんたはイライナイ」
「死ぬ」「バカ」「このアホが」
「お前は、授業を受ける資格がない」
「元はいいが、お前は…」
無視する
・にらむ、脅す、叩く、殴る、蹴る
・他の人と態度が違う

自分の考えや気持ちが無視されたと感じる言葉や態度

「そんなことやっけん、あんたは成績がよくないと」
「お前たちはやる気がない、ヤメヤメ」
「今度だけ、いじめた方を信じてあげたい」
「それは違う、全然話を聞いてらんない」
・一方的に悪いように言う
・無理やり「はい」と同意を強要される
・自分の気分次第で生徒にあたる



温かい言葉や態度によって励まされ、やる気を起こす子どもがいる一方で、何気ない言葉や態度で、傷つけてしまう子どももいます。周りの大人の言葉や態度が、場合によっては子どもにとって「暴力」にも等しいものになることを考えれば、**十分な配慮をすることが必要**です。

パネル図柄【子ども】

[子ども13] 面前DVが子どもに与える影響

面前DVが子どもに与える影響

DVは子どもの成長にとって大切な安全・安定を根底から壊してしまいます。そして、子どものこころとからだに様々な影響を与えているといわれています。

●想像の世界への逃避
●楽しい遊び

●楽しいときがいつ終わるか分からない不安で楽しめない。

●被害者加害者を支離するが自然。「悪いこと」が悪い。と考えるようになる。

●常に緊張を強いられ、安全感や安心感が育たない。
●被害者を信じていけない。

●自分がDVの被害者だと思う。
●被害者やDVを止められない無力感を感じる。
●自己評価が低くなる。

●暴力で解決しようとする。

◆あなたの周りに心配だと思われる人はいませんか？

DVは潜在化しやすい問題です。
周りの人から相談されたり、気づいた時には、ぜひ「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。
被害を受けている人を責めたり、話を否定しないでください。
話したり相談してくれるのは、きっとあなたを信頼しているからこそ。
被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、その人を支えてください。

●相談窓口●

佐賀県DV総合対策センター ☎0952-26-0018
【法務局】女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
児童相談所 189(全国共通3桁ダイヤル)
各警察署の相談窓口、県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口

[子ども14] 子どもの権利条約

生きる権利

食べたり、笑ったり、健康に生活できること。
病気になったら医療を受けられること。
すべての子どもの命が守られること。

育つ権利

遊んだり、休んだり、学んだり、自分らしく育つこと。自分の能力をのばして成長できること。

子どもの権利条約

※「子ども」とは、18歳未満のひと。

条約に定められている子どもの権利は大きく分けて4つです。
生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。

この権利を実現、確保するために必要なことを定めています。

守られる権利

いじめや暴力で、心とからだが悪影響を受けないように守られ、困ったときは相談できる場所があること。
搾取や有害な労働などから守られること。

参加する権利

自由に意見を表明し、尊重されること。
集まってグループを作ったり自由に活動することができること。

子どもの権利条約は、子どもの権利を定めたもので、日本や世界中の多くの国が子どもの権利を守る約束をしました。(日本は、1994年に批准)

[子ども15] 子どもの権利条約ポスター

子どもの権利条約

CRC30

43-54 条約のしくみ

出典：(公財)日本ユニセフ協会

パネル図柄【障害者】

〔障害者1〕ともに生きわかしあう社会を目指して
(令和7年4月1日現在)



〔障害者2〕障害者と障害を正しく理解してください



〔障害者3〕障害の種類



〔障害者4〕障害者の現状



パネル図柄【障害者】

〔障害者5〕 障害者の権利宣言

障害者の権利宣言

- 障害者の権利宣言(1975.12.9国連採択)
- 国際障害年(1981年)「完全参加と平等」
- 国連・障害者の十年(1983~1992)
- アジア太平洋障害者の十年(1992~2002)
- 第二次「アジア太平洋障害者の十年」(2003~2012)
- 障害者の権利に関する条約(2006.12.13国連採択)

〔障害者6〕 障害者の社会参加の推進

障害者の社会参加の推進

障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるように様々な事業を実施しています。

移動支援

通院や街での買い物など、障害のある人の外出のお手伝い

ひとりでの外出することが困難な、障害者などのために、外出介助するサービスです。

盲導犬

「ハーネス」を付けているときはお仕事! そっと見守ってね

目の不自由な人の歩行を助けるために特別に訓練された犬です。盲導犬は目のかわりとなって、目の不自由な人の外出を助けるので、ヘルパーなど他人の力を借りずに街に出ることができます。

※ハーネス(盲導犬に取り付ける紐)の名前。手に伝わってくる感覚で、道路の微妙な段差や進行方向など、歩行に必要な情報を得ることができます。

手話

自然に生まれた言葉だから、思ったよりも離れないかも

手話は、目の不自由な人たちの間で、自然に生まれて発展してきました。手話は唇指によって表しますが、その言葉の持つイメージを手で表現しているため、感覚的にわかり合える場合も多くあります。

※世界共通の国際手話もあります。

上部の手話の要領(またの合いも、まようふん)

点字

電車の切符を買うときや、エレベーターなどでよくみかけるね

1マスに6つまでの小さな突起(点)から構成されています。この点を点字ではアルファベットに、日本ではカナに当てはめて文字としています。外国語間でも読み取れます。点字で書かれた本なども、いろいろ出版されています。

※点字は点字の読み書き、実際に点字の読み書きが少し難しが出ていて、それを覚えるのが大変です。

〔障害者7〕 障害者のふれあいの促進

障害者のふれあいの促進

- 障害のある人と接する時は、「何かしてあげる」
- 「かわいそうだから助けてあげる」という考え方を
- されると、障害者はうれしくないのです。
- 障害のある人に対するお手伝いは人間として当然の行いです。
- 特に意識することなく、
- ごく自然な気持ちでお手伝いしたいものです。

知っていますか？ 九州各県の手話による県名の表し方

長崎	佐賀	福岡
熊本	大分	
鹿児島	宮崎	
沖縄		

〔障害者8〕 心のバリアフリーを目指して

心のバリアフリーを目指して

日常生活を送るうえで障壁(バリア)になるものを取り除き、誰もが快適に過ごせる状態をバリアフリーといいます。

今すぐに物理的なバリアを完全になくすることは困難ですが、周囲の人が障害などを理解し手助けをすることで、バリアを取り除くことができます。

これが、「心のバリアフリー」です。

私たちの心の中に、差別や無理解、無関心があると、バリアを取り除くことは困難です。

まずは、障害・肌の色・性別などの違いを理解して受け入れましょう。そのうえで、適切な配慮や自然な声掛けなどを実践すれば、きっとみんなが過ごしやすい社会を作ることができます。

パネル図柄【障害者】

[障害者9] 障害者差別解消法①

障害者差別解消法①

障害者差別解消法は、平成28年4月に施行されました。

この法律では、障害者に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。また、令和3年5月の法改正により、民間事業者に対しては努力義務とされていた「合理的配慮の提供」についても、令和6年4月から義務化されることとなりました。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。



対象となる「障害者」は？

この法律に書いている「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む）。その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

[障害者10] 障害者差別解消法②

障害者差別解消法②

◆不当な差別的取扱いとは・・・

障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけることは、不当な差別です。

（具体例）

- ・受付窓口で、障害があることを理由に対応を拒否された。
- ・スポーツクラブへの入会を、障害があることを理由に断られた。
- ・アパートの契約をするとき、障害があることを伝えたと賃してもらえなかった。
- ・飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。

◆合理的配慮とは・・・

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。

（具体例）

- ・聴覚障害のある人に筆談など音声以外の方法で伝えたり、視覚障害のある人に書類を読み上げながら説明する。
- ・交通機関などで、乗車の手助けをする。
- ・自筆が困難な障害者からの要望があったとき、本人の意思を十分に確認したうえで、代筆する。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

[障害者11] 佐賀県 みんなで支えるけん！



障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる佐賀県を目指します。

障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例

障害を理由とする差別の解消を進める条例で、県や事業者はもちろん、県民や地域コミュニティがそれぞれの立場でできる配慮や支援を行うこと、障害者の方が不便さや困難さを遠慮なく周りに伝えることで、ともに暮らしやすい地域づくりを目指します。なお、令和5年10月に法改正を踏まえた改正を行いました。

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例

手話が言語のひとつであるという認識を共有し、手話の普及に努めます。手話通訳者や要約筆記者の養成のほか、聞こえに不安や不便を感じる人へのサポートも行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

ヘルプマークを知っていますか？

援助や配慮が必要な方のためのマークです。

このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

（交付場所）県障害福祉課、各保健福祉事務所、市町の担当窓口 など
JR各駅（佐賀駅、武雄温泉駅、唐野温泉駅、新鳥栖駅、鳥栖駅、唐津駅、肥前鹿島駅）

出前講座

「障害者差別解消法」や2つの県条例等を知って頂くため、みなさんのまちへ出て無料講座を開催します。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
TEL:0952-25-7401 FAX:0952-25-7302
メール:shougai@kushiku.pref.saga.lg.jp

[障害者12] 職場の人権 基本の「き」障害のある人

日本では、全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して障がい者施策が進められています。

しかし、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮はまだまだ十分とはいえず、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれています。

障がいのある人がかわいず、誰でも自らの能力で、働きたい仕事に従事する権利が、社会生活を送る上で必要です。そんな社会の実現を目指します。

そのためには、「障害者差別解消法」で定められた行政及び事業者における「合理的配慮」を念頭に、障がいのある人が安心して社会生活を送れるように、ハード面の整備とソフト面のサービス充実させる必要があります。そして、企業は「障害者雇用促進法」で定められている雇用率を達成するとともに、職場における障がい者に対する支援を行うことも重要です。

その基本は、継続的な職場環境を整えることで、「できること」は自分で、「できないこと」は助けを借りて、障がいのある人が十分に能力を発揮できるように、制約が必要とする配慮や支援を行うことが重要です。誰もが安心して働き、必要に応じて、助け合いを促し、そんな職場環境が整えられています。

お客さまが障がいのある人だったら？

「全てのお客さまにとって」「使いやすい」「分かりやすい」「安全」な設備を設置することはもとより、障がいのあるお客さまや障がい者団体のお客さまが快適に過ごせるよう、一人一人の従業員が、心ばかりのアプローチでサービス向上に努めることが重要です。

● 障害者雇用促進法「障害者の雇用の促進等に関する法律」（1963（昭和38）年施行）

障がいのある者が、職業生活に参画することを促すことにより、その職業と生活の両方を営むことを奨励する法律です。2016（平成28）年施行の改正障害者雇用促進法では、障がい者と雇用する企業に一定の割合で雇用率の達成が義務づけられ、障がい者の雇用の促進が図られることとなりました。

● 障害者差別解消法「障害者に対する差別の解消の推進に関する法律」（2016（平成28）年施行）

障がいのある人によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者を排除する差別の解消を促進します。

● エニバーサル社会実現推進法「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（2018（平成30）年施行）

障がい者、高齢者、若年層の自立と社会参加が社会生活の基盤であることと認識し、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的に一体的に推進することを目的としています。

パネル図柄【患者等】

〔患者等1〕「知ること」が大切

(令和7年4月1日現在)



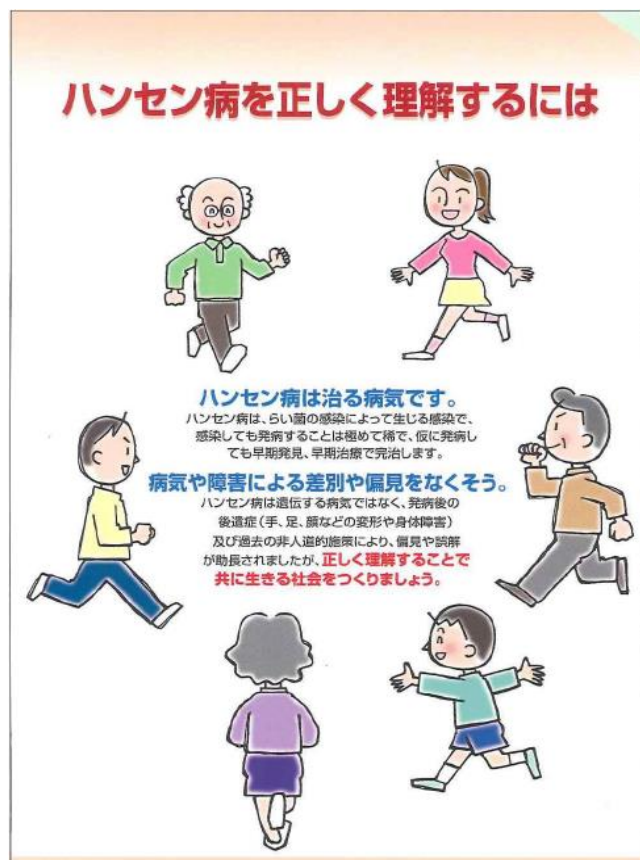
〔患者等2〕エイズとともに生きる時代



〔患者等3〕レッドリボンをつけよう



〔患者等4〕ハンセン病を正しく理解するには



パネル図柄【患者等】

〔患者等5〕 ハンセン病は感染力の弱い、治る病気です

ハンセン病は感染力の弱い、 治る病気です。

●ハンセン病は、遺伝病ではありません。ハンセン病は世界中に古くから存在し、1873年にノルウェーのハンセン博士が「らい菌」を発見するまでは「瘡癤である」などの誤った認識がありました。

●「らい菌」は皮膚や末梢神経を侵すため、皮膚症状や知覚障害などの症状が出ます。早期に適切な治療を行わないと、感覚がなくなったり、変形の後遺症が残る場合があります。

●「らい菌」は感染力が弱く、接触しても発病することは稀です。現在では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行い、確実に治療する病気となりました。

県では、ハンセン病に関して、入所されている方、在宅の方、そのご家族などの相談に応じています。

相談窓口
佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 TEL0952-25-7074



〔患者等6〕 ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者のみなさんに対する偏見や差別をなくしましょう

ハンセン病について正しく理解し、 患者・元患者のみなさんに対する 偏見や差別をなくしましょう。



平成8年に「らい予防法」が廃止されるまでの長い間、患者・元患者のみなさんには国の隔離政策がとられてきました。

この隔離政策によって、多くの人々がハンセン病は強い伝染病であるという過度の恐怖心を抱くようになり、偏見が助長され、患者・元患者のみなさんは、さまざまな差別的な扱いを受けてこられました。

しかし、平成13年5月11日、熊本地方裁判所は「らい予防法」の隔離規定は遅くとも、昭和35年には治療法の進歩により、その根拠を全く欠く状況に至っており、違憲性は明白になっていたとして、国の責任を指摘しました。

令和3年5月現在、全国には14ヶ所のハンセン病療養所があり、約1000人の方々が入所されています。

なお、佐賀県出身者の方々は、令和3年5月末現在、2ヶ所の療養所で、生活をされています。

今後、患者・元患者のみなさんが明るく、幸せに生活できるように、差別と偏見がない社会をつくっていくことが大切です。ハンセン病についての正しい知識を持ち、それを周囲に伝え、間違った知識や誤解から生じている差別や偏見を社会からなくしましょう。

〔患者等7〕 難病を正しく理解しよう！

難病を正しく理解しよう！



●現代医学の進歩は、多くの病気の原因を解明するとともに、その治療方法を確立して人間の健康の増進に大きく寄与していますが、今日なお原因が究明されず、治療方法も確立されていない病気は多く、その種類も患者数も相応な数に達しています。

●さらにこれらの病気は、原因が不明で治療法が確立されていないと言うだけではなく、患者本人だけでなく家族にも介護等により肉体的・精神的な負担を強い、さらに通院費など経済的負担がかかるため、暮らしの隅に苦しみます。

また、長い病気をのりこえ症状が軽減しても、社会の偏見と誤理解により復職は難しく、転職、再就職も困難な状況です。

このように難病とは、まさに本人や家族の力だけでは解決することが困難な、病気とそれに伴う状況のことです。

●難病が原因不明ということでは偏見をもたず、理解を深めて難病患者とその家族がよりよい生活を送らせるような社会づくりを目指しましょう。

難病に関するお問い合わせは
佐賀県健康福祉政策課 TEL 0952-25-7074
佐賀県難病相談支援センター TEL 0952-97-9632
(運営：認定NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク)

パネル図柄【性的指向・性自認】

〔性的指向・性自認1〕 世の中には男と女しかいない？
(令和7年4月1日現在)

世の中には男と女しかいない？



これまでの社会では、「性」について、固定的に考えられてきて、「世の中には『男性』と『女性』しかない。そして、『男性』は『男性らしい』行動をし、女性を好きになる。『女性』は『女性らしい』行動をし、男性を好きになる。」と考えられてきました。

しかし、人間を単純に二つのパターンに分けてしまう考え方は、このパターンに当てはまらない人々を苦しめる原因となっています。

私たちは、そうした人々を性的少数者として差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重することが大切です。

性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。異性を好きになる人もいれば、同性を好きになる人もいます。また、好きになる相手の性別を問わない人もいれば、男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かないという人もいます。

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティを持っているかということです。「心の性」と「身体の性」が一致することもあります。多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致しています。しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の体への違和感を持つ人もいます。

〔性的指向・性自認2〕 多様な性について考える

多様な性について考える

これまで、「性」については、「からだの性」と「こころの性」は一致して、男性は男性に、女性は女性に関心を持つのが正常であり、そこから外れるものは異常だと考えられてきました。

しかし、実際には同性を好きな人や「からだの性」と「こころの性」に違和感を感じている人、性別にこだわらない人などがいます。

これらの多様な性を生きる人は、「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)」と呼ばれています。

からだの性	こころの性	好きになる性(恋愛対象)
生まれながらの、生物学的な性別。	自分自身が認識している性別(性自認)。	恋愛感情や性的な関心が向く性。

性的少数者に関して、いわゆる「LGBT」などと呼ばれることがありますが、それらは、一般的に次のことを指しています。

L eebian(レズビアン: 女性の同性愛者)

G ay(ゲイ: 男性の同性愛者)

B isexual(バイセクシュアル: 両性愛者)

T ransgender(トランスジェンダー: 性同一性障害)



また、こうした枠に当てはまらない人もいます。このように、性は、私たちが思っている以上に多様で豊かなものです。



〔性的指向・性自認3〕 ありのままの自分で

ありのままの自分で

自分の身近な人が、性的少数者かもしれないと考えたことはありますか？

調査対象や調査方法によって、その数値は異なりますが、人口の3～5%が性的少数者と推定する研究が多く発表されています。これは、学校で考えるとクラスに1～2人いてもおかしくないということです。

しかし、それほど多いように実感されないのは、なぜでしょう。

例えば、同性愛者のことを「おかま」「オネエ」「ホモ」「レズ」といった言葉で差別したり、からかったりする風潮があります。そのため、本当のことを言えにくいめられるのではないか、これまで築いてきた人間関係が崩壊するのではないかと不安に思い、性的少数者があるままの自分を隠している、または隠さざるを得ない状況にあるからだと考えられます。



目に触れやすい場所に性的少数者に関する書籍を置く、ポスターを掲示するなど、性的少数者が、ありのままの自分であらうようになるために、学校や社会でできることはたくさんあります。

また、日常使っているささいな言葉が当事者を傷つけることのないように、ちょっとした言葉遣いに気をつけましょう。

同性婚に対する取り組み

現在、日本では同性同士の結婚は法的には認められていませんが、オランダ、スペイン、カナダなど、多くの国で同性同士の結婚が認められています。しかし、国内でも東京都渋谷区をはじめ、いくつかの都市でパートナーシップ証明・宣誓制度が開始されており、社会において少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。



〔性的指向・性自認4〕 SOGI(ソジまたはソギ)とは

SOGI(ソジまたはソギ)とは

SO(Sexual Orientation)

= 性的指向(どんな性別の人を好きになるか)

異性愛(ヘテロセクシュアリティ) 同性愛(ホモセクシュアリティ)
両性愛(バイセクシュアリティ) 全性愛(パンセクシュアリティ)
無性愛(Aセクシュアリティ) 非性愛(ノンセクシュアリティ) など

GI(Gender Identity)

= 性自認(自分はどんな性だと認識しているか)

シスジェンダー(自分の体と心が一致)
トランスジェンダー(自分の体と心が不一致)
Xジェンダー(中性、無性など) など

SOGIは、LGBTも含めたすべての人の性的指向と性自認を表す総称のことです。

アウティングってなに？

本人の性的指向や性自認を、本人の同意なく第三者に暴露することです。アウティングはプライバシーの侵害であり重大な人権侵害です。

SOGIハラってなに？

性的指向や性自認について差別的な言動や嘲笑、差別的な呼称、いじめ・無視・暴力、望まない性別での生活の強要、不当な異動や解雇、不当な入学拒否や転校強制、アウティングなどで社会生活上の不利益を被ること。



正しい知識を持って、誰もが「自分らしく」生きられる社会へ

パネル図柄【性的指向・性自認】

【性的指向・性自認5】 職場の人権 基本「き」性の多様性

性的指向とは、恋愛・性愛などの対象に向かうのか。
性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、
ということを示す言葉です。

LGBTという言葉をよく聞くようになりました。Lは男性同性愛者（Lesbian）、Gは男性同性愛者（Gay）、Bは両性愛者（Bisexual）、Tはトランスジェンダー（Transgender）です。Tは身体・心の両方に違和感がある状態（トランスジェンダー、Transgender）の略文字の組み合わせです。

同性愛や両性愛の人は「正常な性的指向ではない」という偏見から差別を受けることがありますが、それは、性自認が生物学的な性一様性から偏見の的になるからではありません。性的指向や性自認は多様性であり、偏見や差別が行われており、社会では約2人に1人以上は性的指向や性自認が異なる人々で構成されています。

しかし、多くの人々は、LGBTであることを職場の人々には打ち明けていません。その一部は、「打ち明けたら嫌いだ」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「就職・転職で不利な扱いを受ける」「差別的な言動をされる」など、様々な偏見や差別に苦しむ現実があります。

まずは、LGBTの人が、あなたの同僚、あるいは家族、友人など、身近なところに暮らしている可能性があると認識しましょう。

性の多様性の認識は、それぞれの人の生き方が尊重される職場をみんなで作っていきましょう。そんな職場は、誰もが働きやすい職場であるはずです。

※2017（平成29）年1月に男女雇用機会均等法（「セクハラ禁止」が改正された。性的指向や性自認に配慮を、職場に与える差別や偏見はセクハラ禁止の対象となる）が施行されました。

■ 性別同一性障害者に対する「性別同一性障害者の性別の帰属の帰属に関する法律」
（2024（平成36）年施行）
性別同一性障害者の人々の権利や権利を確保するために、性別変更について定められました。性別同一性障害者でも、性別同一性障害者の権利や権利が保障され、性別同一性障害者の権利や権利が保障され、性別同一性障害者の権利や権利が保障されます。2023（平成35）年には同法の一部が改正され、性別同一性障害者の権利や権利が保障されます。

【性的指向・性自認6】 佐賀県パートナーシップ宣誓制度

佐賀県パートナーシップ宣誓制度

【パートナーシップ宣誓制度】
パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県がお二人の関係性を証明する「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

【性的マイノリティとは】
「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」であるものをいう。

パートナーシップ宣誓をすることができる方
一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。
（1）成年に達していること。
（2）いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
（3）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
（4）宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

県民一人ひとりがお互いの特性や個性を尊重し認め合う「さがすたいる」の取組のひとつです！

問合せ先 佐賀県 県民環境部 パートナーシップ宣誓制度応援チーム（人権・同和対策課） ☎0952-25-7063
宣誓手続きの詳細やQ&Aについては、県HP掲載の「佐賀県パートナーシップ宣誓の手引き」をご覧ください。

【性的指向・性自認7】

アライ

アライ

アライとは
もともと、英語の「ally」は、「仲間」や「同盟」を表す単語です。それが転じて性的マイノリティの当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人を指すようになりました。性的マイノリティ当事者たちの不安や悩みに寄り添えるのがアライ。
アライは、性的マイノリティだけでなく困りごとや問題を抱えている人がいるとき、自分の問題としてともに考え、行動する人です。

アライを増やそう
差別や偏見をなくし、性的マイノリティの当事者も安心して暮らせる社会の実現を！
あなたもできることを考えて、行動してみませんか

さあ、できることから、初めてみて
小さなことでも、できることから実行
■言葉は、大切！ 性別を特定しない言葉を使う。
例えば：彼女・彼氏・旦那さん・奥さん ➡ 恋人・パートナー・配偶者
お父さん・お母さん ➡ 保護者の方
娘さん・息子さん ➡ お子さん
■広げる：レインボーマークをそばに置く。
レインボーマークのピンバッジを身につける。

学校でできること、職場でできること。考えてみませんか。
誰もが自分らしく生きやすい未来のために

パネル図柄【インターネット】

[ネット1] インターネットなら、他人に知られなければなにをしてもいいと思いませんか？

インターネットなら、他人に知られなければ何をしてもいいと思いませんか？

インターネットは、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用した不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信があります。どの場合でも、発信者に匿名性があり、容易に情報発信ができることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や団体にとって有害な情報の掲載が数多く見られ、重大な人権侵害を引き起こしています。インターネットは、情報収集・発信とともにとても便利な道具ですが、いろいろな考えを持つ不特定多数の人が見ることができずから、何気なく書き込んだ一言が、多くの人の心を傷つけたり、個人のプライバシーを侵害することもあり得ます。

インターネットの利用にあたっては、利用する私たちが、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解し、相手の気持ちを考えながら、節度ある利用をすることが大切です。



[ネット2] ネチケットを守りましょう

ネチケットを守りましょう

インターネットのネットワーク上のエチケットを略して「ネチケット」と呼んでいます。顔が見えない、声が聞こえないインターネットですが、実際にひとつの社会です。それは、必ずパソコンなどの前には人がいるからです。いくら文字だけのやりとりとはいえ、人が参加している以上はひとつの社会です。だから、ひどいことを書き込めば、もちろん相手の人は傷つきますし、怒ったり、悲しんだりします。そのため、次のようなことを守って、みんなが楽しくインターネットできるように心がけましょう。

- インターネットがひとつの社会であることを認識し、その一員として自覚と責任を持ちましょう。
- インターネットを利用して情報の収集・発信を行う際には、それによって生じるリスクや責任を負うことに留意しましょう。
- 常に相手の立場や状況に配慮して、相手を傷つけるようなことがないようにしましょう。



[ネット3] インターネットの利用法

[ネット4] インターネット上で自分自身を守るために

正しいルールと知識を身に付け、人権意識をもって、インターネットを利用しましょう！

チェック インターネットを使うとき、こんなことしていませんか？

- ☐ 悪口や差別的な内容の書き込みはしていませんか？
- ☐ うそやうわさを書き込んでいませんか？
- ☐ 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？
- ☐ 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？
- ☐ 知り合いの住所やメールアドレスを無断で書き込んでいませんか？
- ☐ 心当たりのないメールに返信していませんか？
- ☐ チェーンメールを転送していませんか？
- ☐ 出会い系サイトにアクセスしていませんか？
- ☐ ID、パスワードの管理をいかにげんにしていませんか？
- ☐ よく確認しないまま、添付ファイルを開いたりしていませんか？

チェック 携帯電話・スマートフォンの外出先での使用上のマナーも忘れずに！！

- ☐ 歩きながら利用していませんか？
- ☐ 道や駅など公共の場所では使用時は、混雑していない安全な場所を探し、必ず立ち止まって使っていますか？
- ☐ 病院や優先シート付近で、使っていませんか？
- ☐ 自転車に乗りながら利用していませんか？
- ☐ イヤホンを使用する時は、周りに気をつけていますか？
- ☐ 階段や段差のある場所で、使っていませんか？
- ☐ 公共の施設では、使用する際の注意事項に従っていますか？

出典：法務省人権保護局・（公財）人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

インターネット上で、自分自身を守るために

ワンクリック請求など不当な請求には絶対に料金を払わない！



ネットで知り合った人には、安易に会わない！



安易に自分の写真や個人情報を載せない！



気軽に実名で登録しない！



心当たりのないメールへの返信はしない！



“モデル”や“プレゼント”などの誘い文句に、むやみにのらない！



怪しいサイトで買い物はしない！



ID、パスワードをネット上に書かない！



“無料”に惑わされない！



出典：法務省人権保護局・（公財）人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

パネル図柄【インターネット】

[ネット5] インターネット上で相手を傷つけないために

インターネット上で、相手を傷つけないために

他人の悪口や差別的な内容は書き込まない!

使用する言葉に注意! 暴力的な言葉はゼッタイNG!

うわさ話は、載せない!

知り合いのアドレスや住所など個人情報を無断で載せない!

チェーンメールは転送しない!

雑誌や書物に載ってるマンガ、写真、記事等を無断で掲載しない!

人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない! 写真によっては位置情報を応用される場合もあるので掲載注意!

他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない!

出典：法務省人権擁護局・（公財）人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

[ネット6] 困った時には、一人で悩まず、相談しよう①

困った時には、一人で悩まず、相談しよう!

●法務局への相談・削除要請の流れ

参考：政府広報オンライン インターネットによる人権侵害に注意!

●子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)
電話 0120-007-110(ゼロゼロのひやくとおぼん)
受付時間＝平日午前8時30分から午後5時15分まで

●インターネット人権相談受付窓口
(パソコン) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
(携帯電話) <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>
※右のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み込むと簡単に検索できます。

●みんなの人権110番(全国共通)
電話 0570-003-110(ゼロゼロみんなのひやくとおぼん)
受付時間＝平日午前8時30分から午後5時15分まで

●女性の人権ホットライン(全国共通)
電話 0570-070-810(ゼロナゼロのホットライン)
受付時間＝平日午前8時30分から午後5時15分まで

出典：法務省人権擁護局・（公財）人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

[ネット7] 困った時には、一人で悩まず、相談しよう②

困った時には、一人で悩まず、相談しよう!

■管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順(一例)

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板等の管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行います。ここでは、一般的な削除の例をご紹介します。

- 1 予め取得していた削除依頼のためのフリーのメールアドレスから、削除依頼をします。
- 2 誹謗・中傷が掲載されている掲示板のアドレス(URL)などを確認します。
- 3 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。(掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理者などの削除専用ページなどにアクセスできます。)
- 4 プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
- 5 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

○○○○高校掲示板
削除依頼専用ページ(一例)

○○○○学校裏サイト
削除依頼フォーム
氏名 パン太郎さんなど
URL <http://www.abc.com>
掲載箇所名 ○○○○○○
書き込み
削除理由 当該掲示板に、個人を誹謗・中傷する書き込みがなされ、当該書き込みが学校でいじめを受けるなどの結果に繋がっており、今後もこのような書き込みが繰り返され、書き込みが繰り返され、当該者の精神的な苦痛が重なり、取り返しがつかない状況を生じかねませんので、早急な削除を行っていただきますようお願いいたします。

※削除依頼への対応は、掲示板の管理者やプロバイダにより異なります。

保護者、指導者の皆様へ

- ネット社会にも日常社会と同様、人権が存在します。互いの人権を配慮することは、社会の一員として不可欠であることを子どもに伝えましょう。
- 子どもたちは、携帯電話でメールやネット、カメラや音楽、ゲーム等の機能を巧みに使い分けています。子どもがネット社会のトラブルに巻き込まれないために、親子間で、常にコミュニケーションを図り、子どもがインターネットを利用している様子を、注意を払うよう努めましょう。
- 子どもが、ルールやマナーをしっかり守っているか注意し、いつもと違う様子に気付いたら、ブログ、プロフなどの書き込みをチェックすることも必要です。
- 日頃から子どもと話し合い、何が問題を抱えていると感じたら、決して一人で悩む必要はないこと、親や指導者も全力で子どもを守ること、信頼できる大人や、専門家の力を借りれば、必ず問題を解決できることを伝えましょう。

出典：法務省人権擁護局・（公財）人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

[ネット8] ストップ！SNS等での誹謗中傷

ストップ！SNS等での誹謗中傷

心ない書き込みで傷ついている人がいます

インターネット上では、匿名による書き込みが可能なことから、心ない書き込みがされる場合があります。

個人の名誉やプライバシーに関する書き込みは、ちょっとしたことでその一言一言が人を傷つけます。

最近では、新型コロナウイルスの感染者、その家族等に対して、SNS等で誹謗中傷したり、感染者やその関係者を特定したりする投稿も見受けられます。

佐賀県は、「悲しみ合う」県です。

想像してください、インターネットの画面の向こうにも、自分と同様に傷つきやすい人がいることを。

一つになって、乗り越えよう。

TEAM SAGA ALL SAGA

佐賀県 人権・情報対策課 TEL 0924-05-7900 FAX 0924-26-7322 e-mail: person@pref.saga.lg.jp
Copyright © 2021 Naga Prefecture. All Rights Reserved.

パネル図柄【インターネット】

[ネット9] 職場の人権 基本の「き」インターネットを悪用した人権侵害

インターネットは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

インターネットは、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、ネット上に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、特定の個人や団体にとって有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が日々増加しています。

インターネットにアップした情報は一旦公開されると削除が難しく、一度公開された情報は完全に消すことは、ほぼ不可能です。さらに、悪意のある第三者が行った行為が被害者になり、被害者本人が被害者になることもあります。

また、企業は、企業が保有する個人情報等がインターネット上に大量に漏洩したという事件も発生していますので、インターネットによる情報の適切な管理も求められています。

近年のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及に伴い、それらを用いたインターネット上での人権を侵害した発言や行為も数多く見られます。さらにそうした行為は、当事者本人だけの問題にとどまらず、その個人の所属する企業などにも影響があり、企業の「風土」に反映することもあります。

このことから、企業は、組織として適切にインターネット上の情報を管理することはもちろん、従業員がインターネット上での発言や発信方法にも人権に配慮し、企業のリスクマネジメントの一環として捉え、対策を講じる必要があります。

一方、従業員は、インターネットによる人権侵害を発生させないよう自覚することも必要です。インターネット上に、誹謗中傷のデマや虚言に類する情報をアップするなど、私生活や、プライバシーの侵害になりかねないことはやめましょう。また、特定の意見や発言に対して批判・攻撃が繰り返される「炎上」と呼ばれる現象によって、生活や仕事に支障をきたす場合もあります。なお、ネット被害を防ぐためには、通報事業者の協力が必要です。警察も含めて、インターネット上の人権侵害の防止については企業は大きな役割を担っています。

■ プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）（2002（平成14）年施行）
 通信の秘密、SASの権利は人権によって、権利の侵害を受けた場合について、プロバイダ、サービスの提供者、運営事業者の損害賠償責任が免除される場合を明定するとともに、プロバイダに対する発信者情報の開示請求する権利を定めています。

■ リベンジボム/禁止法（私生活の権利保護の提供等による被害の防止に関する法律）（2018（平成30）年施行）
 リベンジボム/等による被害の発生・拡大の防止、個人の名誉及び私生活の平穏の保護による被害の発生又はその拡大の防止を目的としています。

[ネット10] インターネットと人権

人権は
あなたの隣にある問題です
インターネットと人権

理想の社会は、
私たちがつくるもの

国際化や情報化が進んだ現代は、とても暮らしやすい世の中になりました。いくつもの時代を経て技術は進歩し、伝統や文化が育まれていったことはとても素晴らしいこと。しかし、現代へ持込んではいけないものがあります。それが「差別や偏見」。肌の色、容姿、態度、言語など自分と違うものを受け入れないという差別によって、苦しんでいる人がいることを忘れてはいけません。社会の素晴らしいところは残し、なくすべきものはなくすという明確な意思を持って、皆で理想の社会をつくっていきましょう。

[ネット11] インターネットでの人権侵害

インターネットでの人権侵害
あなたの隣でも
こんなことはありませんか？
～インターネットでの人権侵害～

例文1
 会社の歓迎会の幹事になったAさんとBさん。Aさんは、出欠確認をするのが面倒になり、Bさんに頼んで、ホームページ上に「出欠確認はBさんに電話かメールでしてください」との記載とともに、Bさんの電話番号とアドレスを掲載しました。

個人情報の無断掲示に...

例文2
 Cさんは同じ会社に勤務するDさんと仲が良くありません。そのためDはギャンブル好きで、多額の借金があるという書き込みを行いました。

他人への中傷や侮辱に...

例文3
 Eさんは、学生時代の友人であるFさんが男の人とまを合っているのを目撃しました。その後、おもしろ半分「Fさんは今年結婚する」という内容の書き込みをしました。

無責任なうわさに...

例文4
 Gさんは自分のブログに、特定の個人を差別するものではないけれど、国籍や障害などを理由に差別をおおるような内容の書き込みをしました。

差別的な書き込みに...

[ネット12] 画面の向こうは人とつながっています

インターネットと人権
パソコン・携帯電話の
画面の向こうは人とつながっています

インターネットは、さまざまな情報を瞬時に送信・受信できる便利なツール。コミュニケーションの幅が広がる一方で、インターネットを利用した行為が増えています。見知らぬ相手とつながることで、中にはトラブルや被害も発生しています。また、個人情報の漏洩や、他人への中傷や侮辱、差別的な書き込みなど、インターネット上の行為は、現実世界での被害につながる可能性があります。インターネットを利用する際には、自分と他人の権利を尊重し、安全な利用を心がけましょう。

個人情報の無断掲示
 写真や名前、住所、電話番号などの個人情報を、インターネット上で公開することによって、他人の権利を侵害する可能性があります。また、個人情報の漏洩によって、被害を受ける可能性があります。

他人への中傷や侮辱
 インターネット上の匿名性を利用して、他人を中傷や侮辱する行為は、現実世界での被害につながる可能性があります。また、個人情報の漏洩によって、被害を受ける可能性があります。

無責任なうわさ
 インターネット上の匿名性を利用して、無責任なうわさを流す行為は、現実世界での被害につながる可能性があります。また、個人情報の漏洩によって、被害を受ける可能性があります。

差別的な書き込み
 インターネット上の匿名性を利用して、特定の個人や団体を差別する書き込みを行う行為は、現実世界での被害につながる可能性があります。また、個人情報の漏洩によって、被害を受ける可能性があります。

インターネットは
実際に暮らす社会と
同じです。

インターネットを利用する際には、自分と他人の権利を尊重し、安全な利用を心がけましょう。

インターネットを利用する際には、自分と他人の権利を尊重し、安全な利用を心がけましょう。

パネル図柄【外国人】

[外国人1] 人権に国境はありません
(令和7年4月1日現在)

人権に国境はありません



近年、日本に入国する外国人は長期的に増える傾向にあります。こうした中、言葉や宗教、文化、習慣等の違いから、いまだに外国人に対する差別や偏見が見られるなど外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

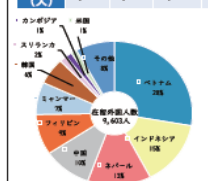
日本人も外国人も共に豊かな生活を送るために、私たちは、お互いの文化的な違いを理解し、尊重しあうことが大切です。

年次別在留外国人数の推移

H25～H28 12月末現在、H30～1月1日現在 (人)

年次	H26	H27	H28	H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1	R4.1.1	R5.1.1	R6.1.1
人数(人)	4,285	4,536	5,140	5,666	6,338	7,204	7,027	6,394	7,785	9,603

注: H25.1.1のみ暫定値



○ 佐賀県内の在留外国人数は、令和6年1月1日現在、9,603人となっており、**最大人口の県1.2倍**を占めています。
○ 国籍別ではベトナムが最も多く、次いでインドネシア、ネパール、中国、フィリピンの順となっています。

[外国人2] ヘイトスピーチは許さない

ヘイトスピーチは許さない



特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、一方的に日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動を一般的にヘイトスピーチといいます。

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないことです。

2016(平成28)年6月、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するために、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が制定されました。

[外国人3] 職場の人権 基本の「き」外国人

仕事、留学、国際結婚など、 様々な理由で暮らす外国人が増えています。 また、企業の海外進出により、国境を越えた商取引も 頻繁に行われるようになりました。

今後、仕事をすると、様々な国籍の人と接する機会が増えることでしょう。

しかし、言葉や文化、生活習慣等の違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の中で様々なトラブルが生じ、外国人に対する偏見・差別意識が人権問題につながる場合があります。

例えば、アパートやマンションに外国人を入居させないなどという差別的取扱いがなされたり、外国人について根拠のない噂が広まったり、といったことが起きます。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動を公然と行う「ヘイトスピーチ」が問題となり、2016(平成28)年6月には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

外国人に対する思い込みやコミュニケーションの不足は、誤解やトラブルのもとにもなります。自分たちとは異なる言葉、文化、生活習慣、宗教などに触れたとき、「違う」からといって一方的に否定したり、排除したりせずに、「違い」を認め、理解し、尊重しようとする姿勢が大切です。

海外における事業展開を積極的に進めている企業の中には、様々な外国籍の従業員が活躍している企業もあります。外国人と共生することは、多様な考え方や価値観に触れるチャンスです。お互いの文化や多様性を認め合い、誰もが心地よく働くことのできる職場作りをすることが求められています。



■ 人種差別撤廃条約「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」
1965(昭和40)年に国連で採択され、1969(昭和44)年に発効。日本は1995(平成7)年に批准しました。政治的、経済的、社会的、文化的その他の全ての生活分野において、人種、皮膚の色、出身地、民族的出身に基づくあらゆる差別を撤廃するとしています。

■ ヘイトスピーチ解消法「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016(平成28)年施行)
ヘイトスピーチを定義し、国政にはヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めています。

パネル図柄【犯罪被害者等】

[犯罪1] 犯罪被害者の人権を守るために
(令和7年4月1日現在)

犯罪被害者等の
人権を守るために

- 私たちは、誰でも幸福に生きる権利を持っています。しかし、同じ社会の一員の不法な行為によって、ある日突然、幸福に生きる権利を奪われてしまった人たちがいます。犯罪被害者とその家族の人たちです。
- 犯罪被害者やその家族は、直接被害をこうむった身体的・精神的負担だけでなく、家業や仕事を続けられなくなり、収入が減るなどの経済的負担や周囲の偏見などによる精神的負担、プライバシーの侵害など、二次的な被害にも悩まされています。
- 平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定されるなど、制度面での改革は進められています。しかし、制度面での改善だけでなく、犯罪被害者やその家族に対する、周囲の偏見や風評、過剰な取材などがなされないよう、私たち一人ひとりがこの問題に対する理解を深め、犯罪被害者やその家族の人権に配慮していくことが大切です。



パネル図柄【北朝鮮】

[北朝鮮1] 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (令和7年4月1日現在)

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行されました。

この法律で、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることされました。

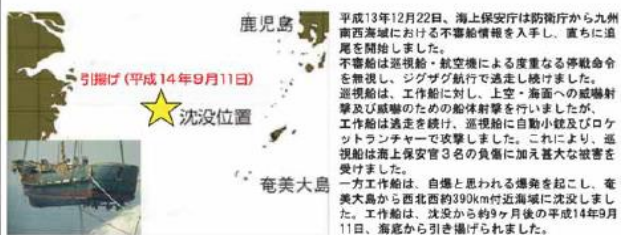
我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対応が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての 関心と理解を深めよう



[北朝鮮2] 工作船事件の概要

工作船事件の概要



平成13年12月22日、海上保安庁は防衛庁から九州南西海域における不審船情報を入手し、直ちに追跡を開始しました。
不審船は巡視船・航空機による度重なる停戦命令を無視し、ジグザグ航行で逃走し続けました。巡視船は、工作船に対し、上空・海面への威嚇射撃及び威嚇のための船体射撃を行いました。工作船は逃走を続け、巡視船に自動小銃及びロケットランチャーで攻撃しました。これにより、巡視船は海上保安官3名の負傷に加え甚大な被害を受けました。
一方工作船は、自爆と思われる爆発を起こし、奄美大島から西約390km付近海域に沈没しました。工作船は、沈没から約9ヶ月後の平成14年9月11日、海底から引き揚げられました。

[北朝鮮3] 工作船の主な特徴

工作船の主な特徴



船名: 長瀬 3705
全長: 29.66メートル
幅: 4.66メートル
型深: 2.30メートル
総トン数: 44トン
出力: 約4400馬力
(一般的な漁船の約10倍)
速力: 約33ノット(61km/h)
航続距離: 1200海里(約2,200km)(速力33ノット時)
3000海里(約5,500km)(速力7ノット時)



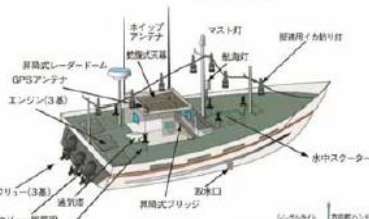
高速航行に適したV字型の船型特殊な用途、任務のために建造されたもの



82mm無反動砲 (漁網巻き揚げ機を偽装)



ロケットランチャー 引金部側面に丸に星マーク及びハングル文字



工作船船尾にある小型舟艇



【船体特徴】長さ: 約11m 幅: 2.5m



水中スクーター



ゴムボート

[北朝鮮4] 政府認定17名に係る事案概要①

政府認定17名に係る事案概要

1977(昭和52)年9月19日 宇出津(うしつ)事件



久米 裕さん



キム・セホ

- 被害者: 久米 裕さん (52・石川県)
- 石川県宇出津海岸付近にて失踪。
- 北朝鮮側は、久米さんの入国を完全否認している。
- 捜査当局は、主犯格である北朝鮮工作員、金世福(キム・セホ)について、2003年1月に逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。2006年2月の日朝包括協定協議では、北朝鮮側は、金世福について、「かかる人物は承知していない」としつつ、我が方から被疑者: 金世福の関連情報提供を前提に、同人物特定のための調査を行う旨回答している。

1977(昭和52)年10月21日 女性拉致容疑事案



松本 京子さん

- 被害者: 松本 京子さん (29・鳥取県)
- 自宅近くの羅密欧物教室に向かったまま失踪。
- 2002年10月にクアラルンプールで行われた日朝国交正常化交渉第12回本会談及び2004年に計3回行われた日朝実務者協議において我が方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入国したことは確認できなかった旨回答があった。
- 2006年11月に松本京子さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に対し、即時帰国及び事案に関する真相究明を求めているが、これまでに回答はない。

1977(昭和52)年11月15日 少女拉致容疑事案



横田 めぐみさん

- 被害者: 横田 めぐみさん (13・新潟県)
- 新潟市において下校途中に失踪。
- 2004年11月に開催された第3回実務者協議において、北朝鮮側はめぐみさんが1994年4月に死亡したとし、めぐみさんの元夫からめぐみさんの「遺骨」とされるものが手交されたが、骨の一部からは、めぐみさんのものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。
- 2006年4月には、日本政府の実施したDNA検査により、横田めぐみさんの夫が1978年に韓国より拉致された当時高校生で韓国人拉致被害者金英男(キム・ヨンナム)氏である可能性が高いことが判明した。

パネル図柄【北朝鮮】

[北朝鮮5] 政府認定17名に係る事案概要②

政府認定17名に係る事案概要

1978(昭和53)年6月頃 元飲食店店員拉致容疑事案



●被害者：田中 実さん(28・兵庫県)

- 取州に向け出国した後失踪。
- 2002年10月にタラップンブルで行われた日朝国交正常化交渉第12回本会談及び2004年に計3回行われた日朝実務者協議において我が方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回実務者協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入国したことは確認できなかった旨回答があった。
- 2005年4月に田中実さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に対し、即時帰国及び事案に関する真相究明を求めているが、これまでに回答はない。



●被害者：田中 実さん(22・不明)

- 1987年11月の大韓航空機爆破事件で有罪判決を受けた北朝鮮の拉致被害者(キム・ヒョンヒ)は、「李恩恵(リ・ウネ)」という女性から日本人の振る舞い方を学んだと主張している。この李恩恵は行方不明となった田口さんと同一人物と考えられる。
- 北朝鮮側は、田口さんは1984年に原教範さんと結婚し、1986年の原さんの病死後すぐに自動車事故で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。
- 2009年3月、金賢範氏と飯塚家との面会において、金氏より田口さんの安否に係る重要な参考情報(注)が新たに得られたことから、現在、同情報についての確認作業を進めている。(注)金氏の発言：「197年1月にマカオから帰ってきて、2月か3月頃、運転手から田口さんがどこか知らないところに連れて行かれたと聞いた。66年に一人暮らしの被害者を結婚させたと思ったので、田口さんもとどこかに行って結婚したのだと思った。」

1978(昭和53)年6月頃 李恩恵(リ・ウネ) 拉致容疑事案



●被害者：地村 保志さん(23・福井県)

：地村 富貴恵さん(旧姓：濱本)(23・福井県)

- 「二人でアパートに行く」と言って出かけて以来、失踪。
- 2人は1979年に結婚。2002年10月に日本に帰国。娘1人と息子2人は2004年5月に帰国。
- 捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グァンス)について、2006年2月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。



●被害者：市川 修一さん(23・鹿児島県)

：増元 るみ子さん(24・鹿児島県)

- 「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。
- 北朝鮮側は、1979年7月に2人は結婚し、市川修一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみ子さんは1981年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1978(昭和53)年8月12日 アベック拉致容疑事案



●被害者：市川 修一さん(23・鹿児島県)

：増元 るみ子さん(24・鹿児島県)

- 「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。
- 北朝鮮側は、1979年7月に2人は結婚し、市川修一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみ子さんは1981年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1978(昭和53)年8月12日 母娘拉致容疑事案



●被害者：曾我 ひとみさん(19・新潟県)

：曾我 ミヨシさん(46・新潟県)

- 「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。
- ひとみさんは2002年10月に日本に帰国。夫(ジェンキンス氏(米国人))と2人の娘も2004年7月に渡日・帰国。
- 北朝鮮側は、曾我ミヨシさんは北朝鮮に入国していないとしている。
- 捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、通称キム・ミョンシクについて、2006年11月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

[北朝鮮6] 政府認定17名に係る事案概要③

政府認定17名に係る事案概要

1978(昭和53)年7月31日 アベック拉致容疑事案



●被害者：蓮池 薫さん(20・新潟県)

：蓮池 祐木子さん(旧姓：奥土)(22・新潟県)

- 蓮池さんは「ちよっと出かける。すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥土さんも外出したまま失踪。
- 2人は1980年に結婚。2002年10月に日本に帰国。娘1人と息子1人は2004年5月に帰国。
- 捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、自称小住健蔵こと通称チェ・スン Chol について2006年2月に、また、共犯者である当時朝鮮労働党対外情報調査部対日課指導員、自称韓明一(ハン・ミョンイル)こと通称ハン・ナムニョン及び通称キム・ナムジンについて2007年2月にそれぞれ逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。



●被害者：市川 修一さん(23・鹿児島県)

：増元 るみ子さん(24・鹿児島県)

- 「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。
- 北朝鮮側は、1979年7月に2人は結婚し、市川修一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみ子さんは1981年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1978(昭和53)年8月12日 アベック拉致容疑事案



●被害者：市川 修一さん(23・鹿児島県)

：増元 るみ子さん(24・鹿児島県)

- 「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。
- 北朝鮮側は、1979年7月に2人は結婚し、市川修一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみ子さんは1981年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1978(昭和53)年8月12日 母娘拉致容疑事案



●被害者：曾我 ひとみさん(19・新潟県)

：曾我 ミヨシさん(46・新潟県)

- 「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。
- ひとみさんは2002年10月に日本に帰国。夫(ジェンキンス氏(米国人))と2人の娘も2004年7月に渡日・帰国。
- 北朝鮮側は、曾我ミヨシさんは北朝鮮に入国していないとしている。
- 捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、通称キム・ミョンシクについて、2006年11月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

[北朝鮮7] 政府認定17名に係る事案概要④

政府認定17名に係る事案概要

1980(昭和55)年5月頃 欧州における日本人男性拉致容疑事案



●被害者：石岡 亨さん(22・欧州)

：松本 薫さん(26・欧州)

- 2人とも欧州滞在中の1980年に失踪。1988年に石岡さんから日本の家族に出した手紙(ポーランドの印刷)が「石岡、石岡さん、松本さん。そして有本恵子さんが北朝鮮に在住していると伝えてきた。」
- 北朝鮮側は、石岡亨さんは1988年11月にガス事故で有本恵子さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。また、同様に松本薫さんについても、1990年8月に交通事故で死亡したとして、2002年9月及び2004年11月に開催された第3回日朝実務者協議と2回にわたり、北朝鮮側から松本さんの「遺書」の可能性があるとされるものが提出されたが、そのうちの一部分からは、両人のものは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。
- 捜査当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の妻・藤原子及び若林(旧姓：奥土) 佐喜子について、2007年6月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。



●被害者：原 教範さん(43・宮崎県)

- 宮崎県内で発生。事件については、北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グァンス)が、韓国当局に対し、原さん拉致を認める証言をしている。捜査当局は、辛光洙について、これまで原さんに成りかわった容疑で逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求してきたが、2006年4月には、新たに拉致容疑の主張として逮捕状が発付されている。北朝鮮側は身柄の引渡しに応じていないどころか、同人を「英雄」として称えている。また、捜査当局は原さん拉致容疑の共犯者である金吉旭(キム・ギルウク)についても逮捕状の発付を得ており、国際手配を行うなどの所要の措置を講じている。
- 北朝鮮側は、原さんは、1984年に田口八重子さんと結婚し、1986年に肝硬変で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1980(昭和55)年6月中旬 辛光洙(シン・グァンス) 事件



●被害者：有本 恵子さん(23・欧州)

- 欧州にて失踪。「よど号」犯人の元妻は、北朝鮮当局と協力して有本さんを拉致したことを認めている。捜査当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の妻本(旧姓：安部) 公博について、2002年9月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。
- 北朝鮮側は、有本さんは1988年11月にガス事故で石岡亨さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1983(昭和58)年7月頃 欧州における日本人女性拉致容疑事案



●被害者：有本 恵子さん(23・欧州)

- 欧州にて失踪。「よど号」犯人の元妻は、北朝鮮当局と協力して有本さんを拉致したことを認めている。捜査当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の妻本(旧姓：安部) 公博について、2002年9月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。
- 北朝鮮側は、有本さんは1988年11月にガス事故で石岡亨さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

みつけて人権

(令和7年4月1日現在)



地域・職場・学校・家庭 インターネットを悪用した人権侵害



地域 障がいのある人と人権



地域 外国人と人権



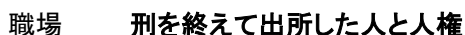
地域 性的指向と人権



学校 身近な人権



学校 東日本大震災に起因する人権問題



家庭

固定的な性別の割り意識

家庭

「おかえり」はだれの声？

「おかえりー!!」

ただいま

「男性は仕事、女性は家庭、みんな考えは異なります。この考えは、固定された性別意識の一つです。本来、家庭のあり方はさまざまな形があり、多様です。しかし、男性は「仕事で家族を支えるべき」と、女性は「家事よりも育児や介護」

「男性に無意識でできる」といった考えは、いまだに社会に根深く残っています。性別で役割を決めるのではなく、みんなの考えを尊重し協力しあって問題を解決する姿勢こそが大切なのです。

性別意識の固定化